

令和6年度地域再生計画の評価等に関する調査

報告書

令和7年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

I.	調査の概要	1
II.	認定地域再生計画の基本情報	5
1.	都道府県別認定地域再生計画数	6
2.	認定地方公共団体の人口規模の分布状況	8
3.	認定地域再生計画の認定時期	8
4.	認定地域再生計画の計画期間	9
III.	認定地域再生計画に関する調査	10
1.	認定地域再生計画における支援措置の活用状況	11
2.	認定地域再生計画の作成	12
3.	認定地域再生計画で設定されている目標数	14
4.	認定地域再生計画で設定されている事業数	15
5.	地域再生計画作成の難易度	16
6.	認定地域再生計画の進捗状況	17
7.	認定地域再生計画の効果の検証・評価	22
8.	認定地域再生計画の目標達成に向けた取組	26
9.	認定地域再生計画の計画期間終了後の取組	27
10.	地域再生協議会	30
11.	デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況	34
12.	地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況	36
IV.	地域再生制度等に関する調査	39
1.	地域再生計画の認定制度及び支援措置全般の活用状況	40
2.	個別支援措置の認知度及び今後の活用可能性	43
(1)	「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」について	43
(2)	「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」について	45
(3)	「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」について	47
(4)	「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」について	49
(5)	「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」について	51
(6)	「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」について	53
(7)	「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」について	55
3.	認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般への意見・要望	57

留意事項

1. 本報告書中の (n) はアンケート調査の設問に対する全体の回答対象数であり、100%が何件の回答に相当するのかわかる割合算出の基数となるものである。
2. 複数回答方式の設問に対する回答の結果数値 (%) については、回答対象数 (n) に対する割合を示しているため、その合計が100%を超える場合がある。
3. 結果数値 (%) は、端数処理の影響で合計が100.0%にならない場合がある。
4. グラフの一部では回答数0 (0.0%) を省略しているものがある。
5. 本調査において記載している支援措置の名称は、令和6年12月現在のものである。

I. 調査の概要

1. 調査の概要

(1) 本調査の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成26年以降は、

- ・平成26年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・平成27年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・平成28年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・平成30年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- ・令和6年通常国会において、地域住宅団地再生事業制度の拡充や民間事業者等の施設整備に関する地方債の特例の創設、企業の地方拠点強化税制の対象の拡大を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成17年の制度創設から20年目を迎える令和6年度においても継続的な制度活用がなされ、令和6年11月末までの間に累計12,552計画の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成28年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成28年度から令和5年度の年度平均で約1,307計画（平成17年度から27年度の年度平均認定計画数は約181計画）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、当該制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

令和6年度においては、従来の地域再生法第8条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）を作成した認定地方公共団体に対する調査（以下「認定地方公共団体向け調査」という。）に加え、地域再生計画の認定制度及び各支援措置等の認知度や活用にあたっての課題の把握を目的とした、全地方公共団体に対する調査（以下「全地方公共団体向け調査」という。）の2種類を実施した。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① （略）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

(2) 調査対象

各調査の対象は、以下のとおりである。

1. 認定地方公共団体向け調査

令和6年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画

※第70回認定分まで・当該時点で計画期間が終了したものを含む。

・対象計画数：5,274計画

・対象団体数：1,674団体（共同申請については代表団体のみ計上）

2. 全地方公共団体向け調査

全地方公共団体（1,788団体：47都道府県、1,741市区町村）

(3) 調査方法

Webブラウザ上での回答を原則とした。ただし、調査対象者側のインターネット環境等の要因により、Webブラウザ上での回答が困難な場合には、事務連絡発出時に送付したMicrosoft Excel調査票による回答も可能とした。

(4) 調査実施期間

令和6年9月12日（木）～令和6年10月10日（木）

(5) 調査対象数及び回収状況

調査名	調査対象数	回収数	回収率
認定地方公共団体向け調査	5,274計画	4,897計画	92.9%
全地方公共団体向け調査	1,788団体	1,671団体	93.5%

(6) 調査回答時点

令和6年8月末時点

(7) 調査項目

各調査に係る調査項目一覧は以下の通りである。

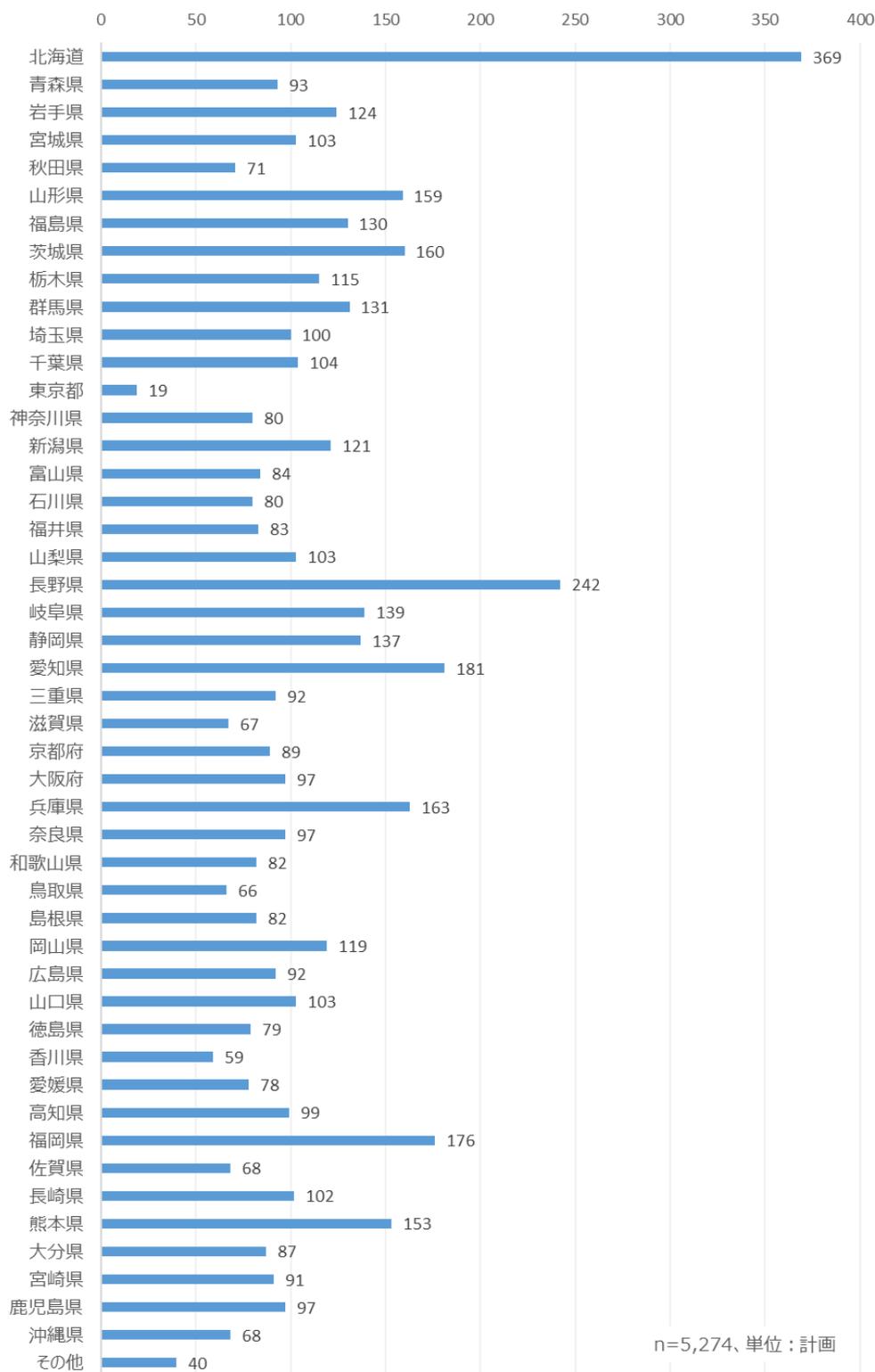
1. 認定地方公共団体向け調査
 - (1) 認定地域再生計画における支援措置の活用状況
 - (2) 認定地域再生計画の作成
 - (3) 認定地域再生計画で設定されている目標数
 - (4) 認定地域再生計画で設定されている事業数
 - (5) 地域再生計画作成の難易度
 - (6) 認定地域再生計画の進捗状況
 - (7) 認定地域再生計画の効果の検証・評価
 - (8) 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組
 - (9) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組
 - (10) 地域再生協議会
 - (11) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況
 - (12) 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況
2. 全地方公共団体向け調査
 - (1) 地域再生計画の認定制度及び支援措置全般の活用状況
 - (2) 各支援措置の認知度及び今後の活用可能性（※の支援措置は市区町村のみが回答対象）
 - ・ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
 - ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例※
 - ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置※
 - ・ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例※
 - ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例※
 - ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例※
 - (3) 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般への意見・要望

II. 認定地域再生計画の基本情報

1. 都道府県別認定地域再生計画数

認定地域再生計画数を都道府県別にみると、「北海道」が369計画で最も多く、続いて「長野県」が242計画、「愛知県」が181計画、「福岡県」が176計画となっている。複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画は40計画となっている。

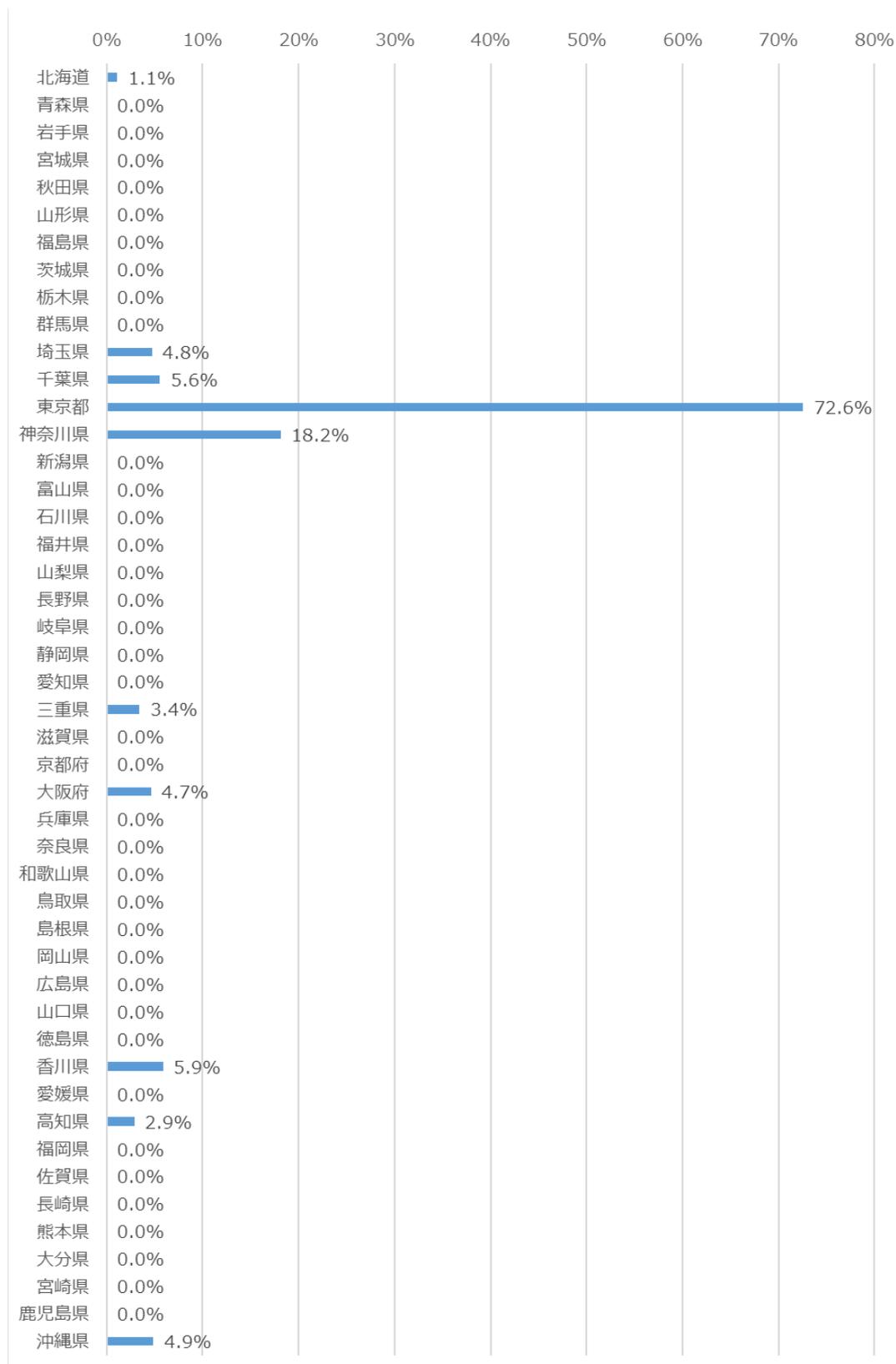
図表 1：都道府県別認定地域再生計画数



(注) その他は、広域連合又は複数の都道府県の地方公共団体が共同で申請している認定地域再生計画である。

所在都道府県の地方公共団体ごとに、現行活用されている認定地域再生計画がない割合をみると、「東京都」が72.6%で最も高く、続いて「神奈川県」が18.2%、「香川県」が5.9%、「千葉県」が5.6%、「沖縄県」が4.9%となっている。

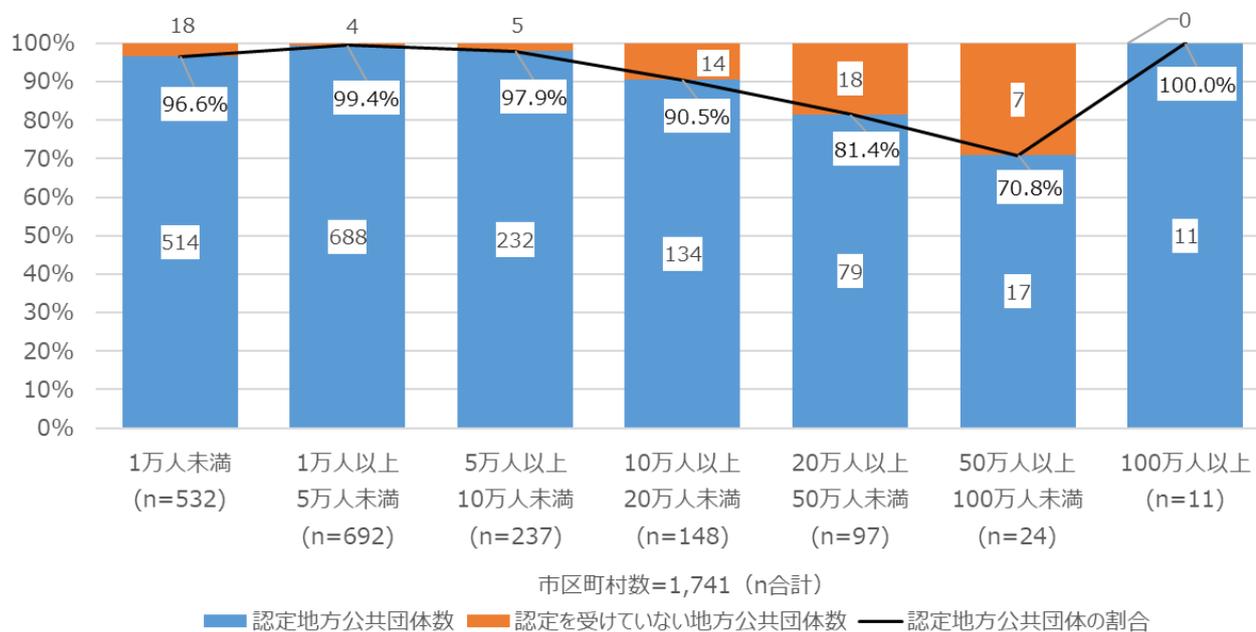
図表 2：現行活用されている認定地域再生計画がない都道府県別地方公共団体の割合



2. 認定地方公共団体の人口規模の分布状況

認定地方公共団体のうち市区町村について、人口規模別に認定割合をみると、「100万人以上」が100%となっており、続いて「1万人以上5万人未満」が99.4%、「5万人以上10万人未満」が97.9%、「1万人未満」が96.6%、「10万人以上20万人未満」が90.5%となっている。

図表 3：人口規模別の認定地方公共団体の割合（都道府県を除く）

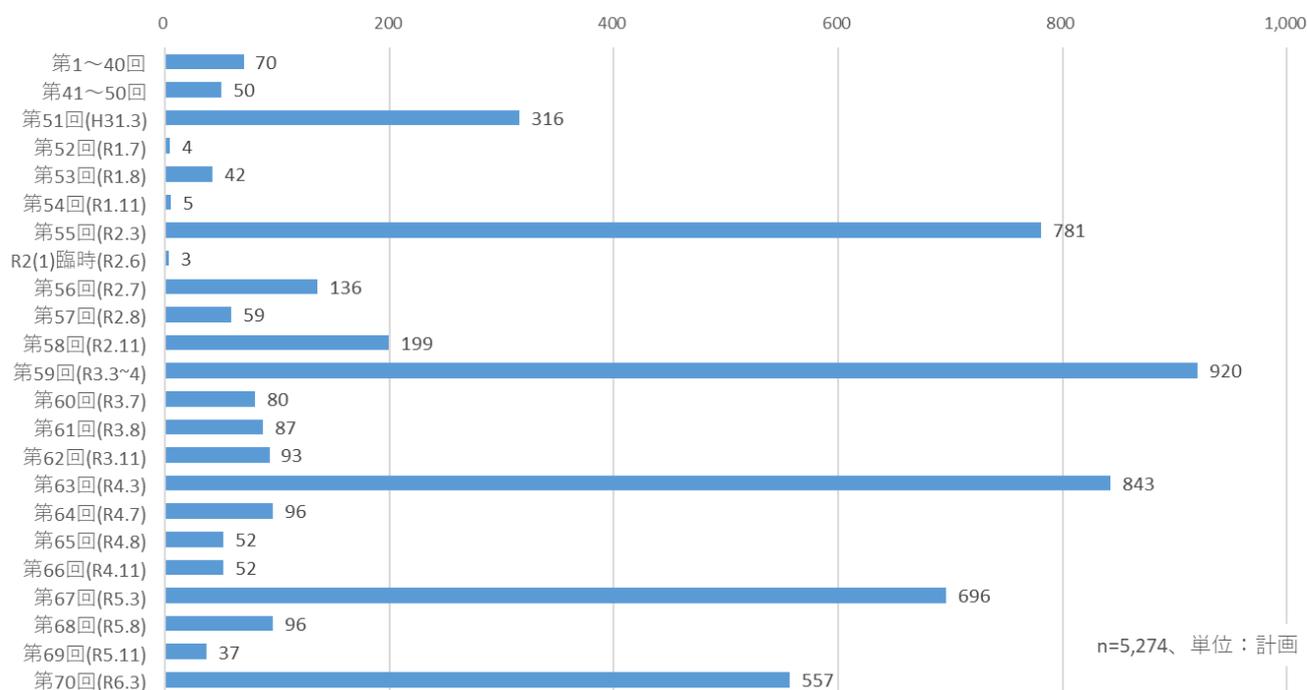


(注) 令和6年1月1日時点の住民基本台帳人口を基に算出

3. 認定地域再生計画の認定時期

認定地域再生計画数を認定回別にみると、「第59回」が920計画で最も多く、「第63回」が843計画、「第55回」が781計画、「第67回」が696計画と続いている。

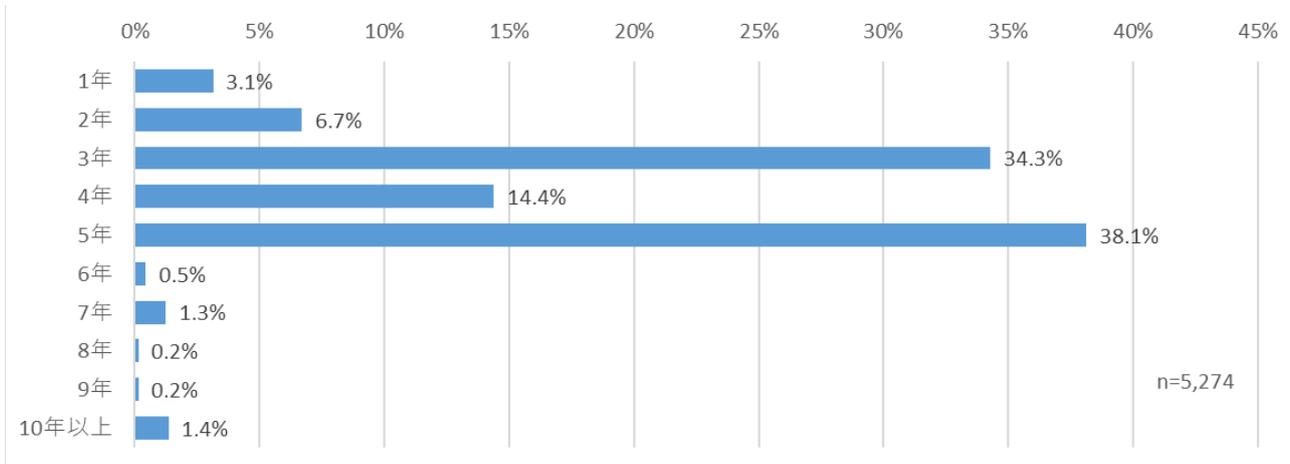
図表 4：認定地域再生計画の認定回別の内訳



4. 認定地域再生計画の計画期間

認定地域再生計画数を計画期間別にみると、「5年」が38.1%で最も多く、続いて「3年」が34.3%となっており、「3年」から「5年」が86.8%を占めている。

図表 5：認定地域再生計画の計画期間別の内訳



III. 認定地域再生計画に関する調査

1. 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が42.96%で最も多く、続いて「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が32.92%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」が16.80%となっている。

図表 6：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

活用している支援措置の名称	件数	構成比
1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）	2,204	42.96%
2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）	862	16.80%
3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業（旧地方創生道整備推進交付金）	151	2.94%
4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）	49	0.96%
5. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち港の整備事業（旧地方創生港整備推進交付金）	49	0.96%
6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,689	32.92%
7. 地域再生支援利子補給金	17	0.33%
8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	49	0.96%
9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	2	0.04%
10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.04%
12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	3	0.06%
13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.04%
14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1	0.02%
16. 補助対象施設の有効活用	11	0.21%
17. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	5	0.10%
20. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	2	0.04%
21. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	7	0.14%
22. 特定地域再生支援利子補給金	2	0.04%
23. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	1	0.02%
26. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	18	0.35%
27. 農山漁村振興交付金	1	0.02%
29. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	1	0.02%
31. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	1	0.02%
32. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	1	0.02%
合計	5,130	100.00%

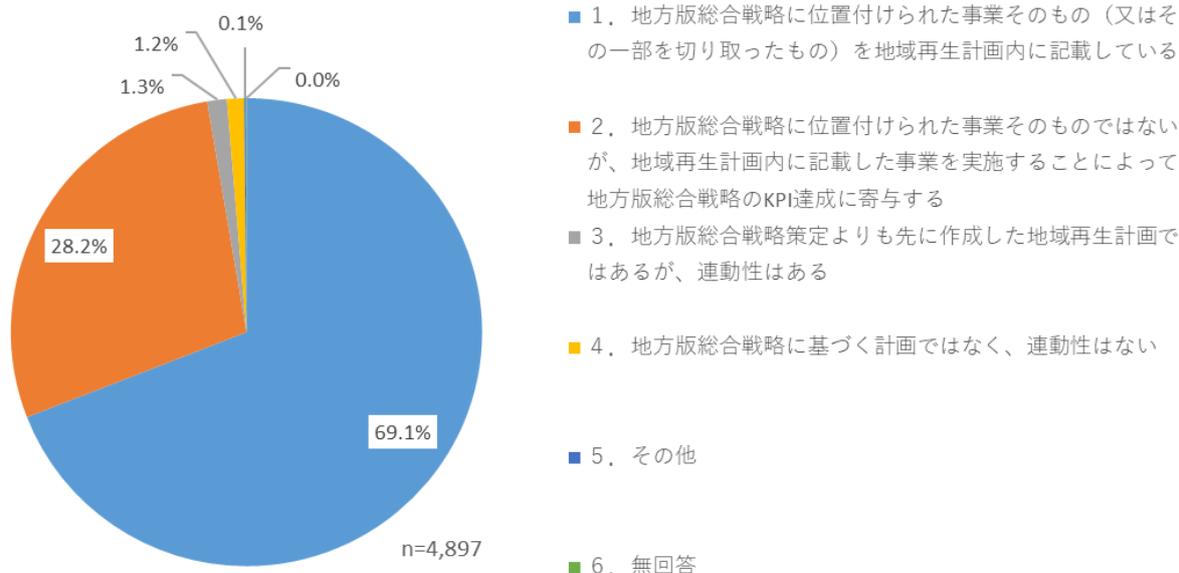
(注)活用件数0件の支援措置を除外している。また、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能なため合計は回答計画数を上回っている。

2. 認定地域再生計画の作成

(1) 認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況

認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況をみると、「1. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのもの（又はその一部を切り取ったもの）を地域再生計画内に記載している」が69.1%で最も多く、「2. 地方版総合戦略に位置付けられた事業そのものではないが、地域再生計画内に記載した事業を実施することによって地方版総合戦略のKPI達成に寄与する」が28.2%となっている。

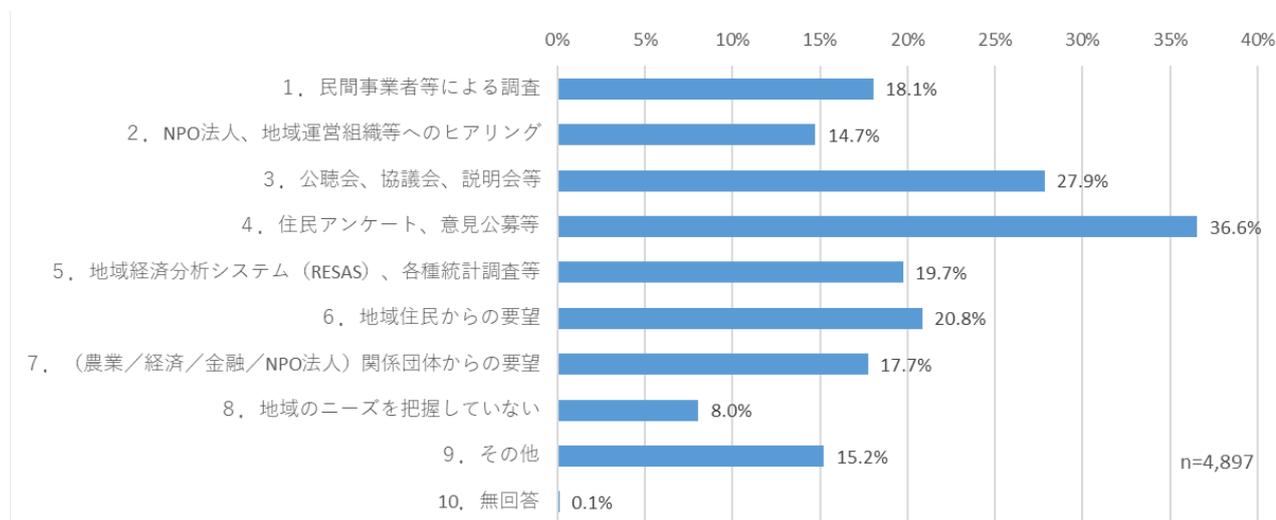
図表 7：認定地域再生計画の地方版総合戦略との連動状況



(2) 認定地域再生計画作成における地域ニーズの把握方法

認定地域再生計画作成に当たっての地域ニーズの把握方法をみると、「4. 住民アンケート、意見公募等」が36.6%で最も多く、続いて「3. 公聴会、協議会、説明会等」が27.9%、「6. 地域住民からの要望」が20.8%、「5. 地域経済分析システム (RESAS)、各種統計調査等」が19.7%、「1. 民間事業者等による調査」が18.1%となっている。

図表 8 : 認定地域再生計画の地域ニーズの把握方法 (複数回答)



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、以下の記述があった。

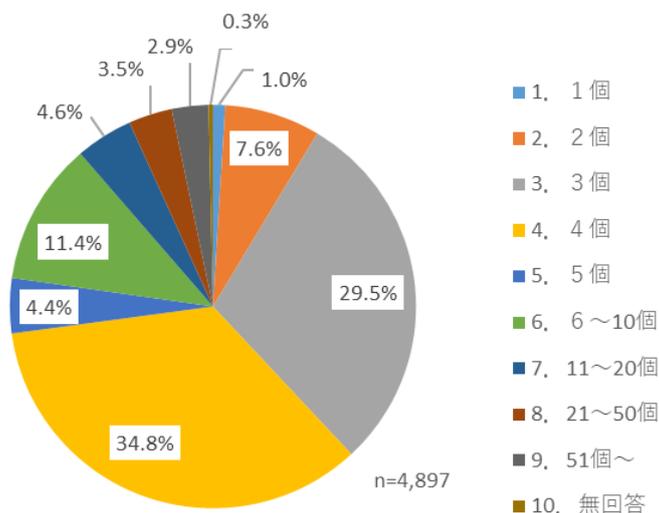
- ・ 地方版総合戦略等の上位計画策定時に把握したニーズの引用
- ・ 県内市町村や関係団体・事業者等へのアンケート又はヒアリング
- ・ 議会や懇談会、有識者会議等における意見・提案
- ・ ワークショップ

3. 認定地域再生計画で設定されている目標数

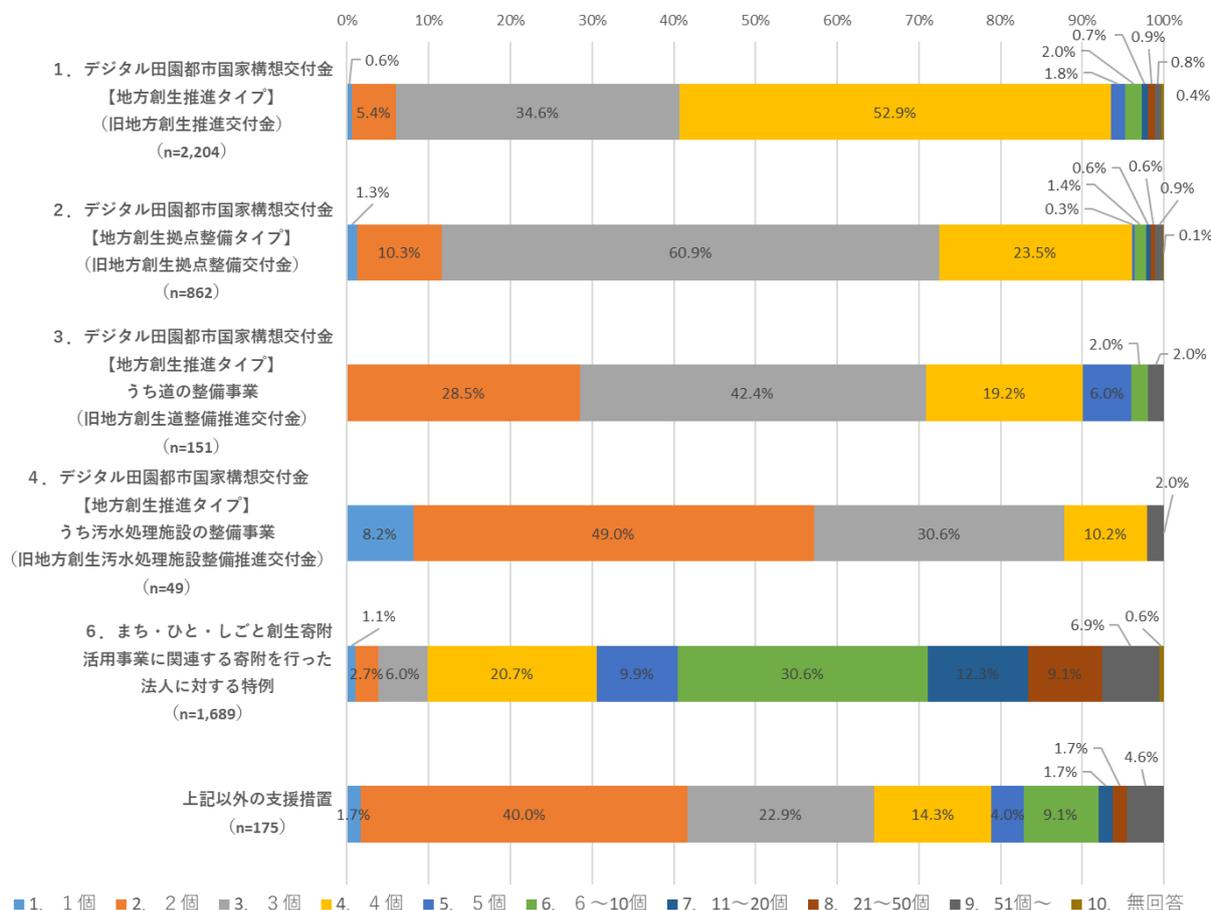
認定地域再生計画で設定されている目標数をみると、「4個」が34.8%で最も多く、続いて「3個」が29.5%、「6～10個」が11.4%となっている。「4個」以下の合計が72.9%を占めている。

また、これを支援措置別にみると、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」において目標数が相対的に多くなっている。

図表 9：認定地域再生計画で設定されている目標数



図表 10：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている目標数

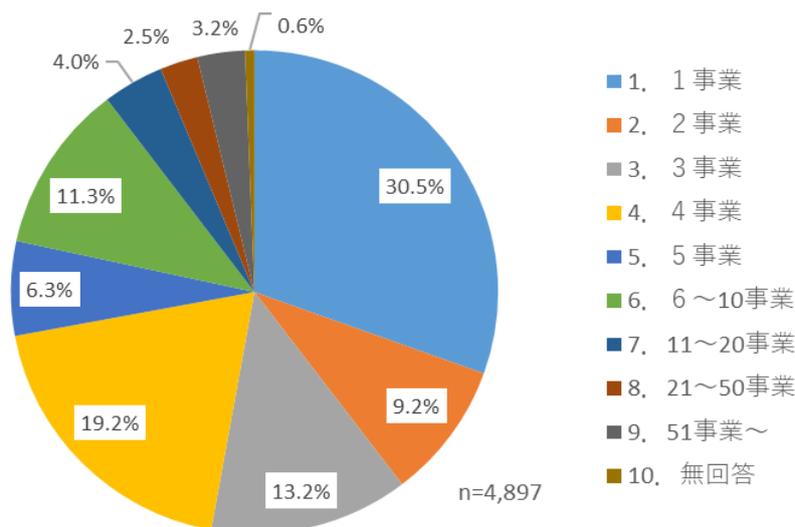


4. 認定地域再生計画で設定されている事業数

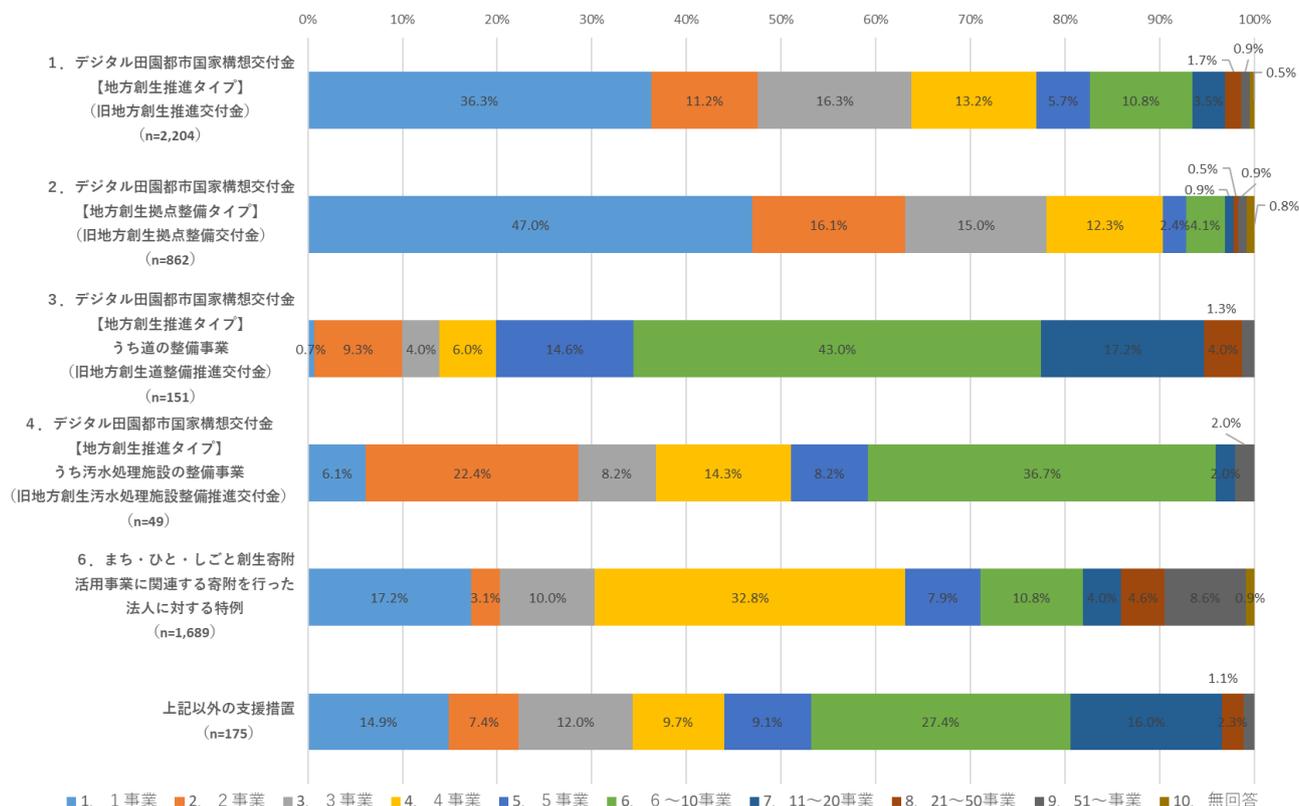
認定地域再生計画で設定されている事業数をみると、「1事業」が30.5%で最も多く、続いて「4事業」が19.2%、「3事業」が13.2%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業」、「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業」において事業数が相対的に多くなっている。

図表 11：認定地域再生計画で設定されている事業数



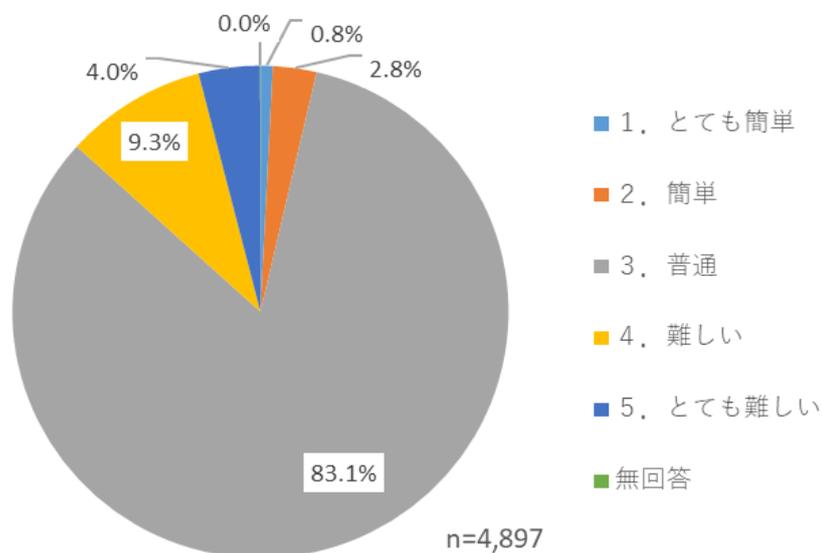
図表 12：支援措置別の認定地域再生計画で設定されている事業数



5. 地域再生計画作成の難易度

地域再生計画作成の難易度をみると、「3. 普通」が83.1%で最も多くなっており、「1. とても簡単」と「2. 簡単」をあわせた回答の割合が3.6%、「4. 難しい」と「5. とても難しい」をあわせた回答の割合が13.2%を占めている。

図表 13：地域再生計画作成の難易度



また、「4. 難しい」、「5. とても難しい」と回答した場合の理由について、主な回答として以下の記述があった。

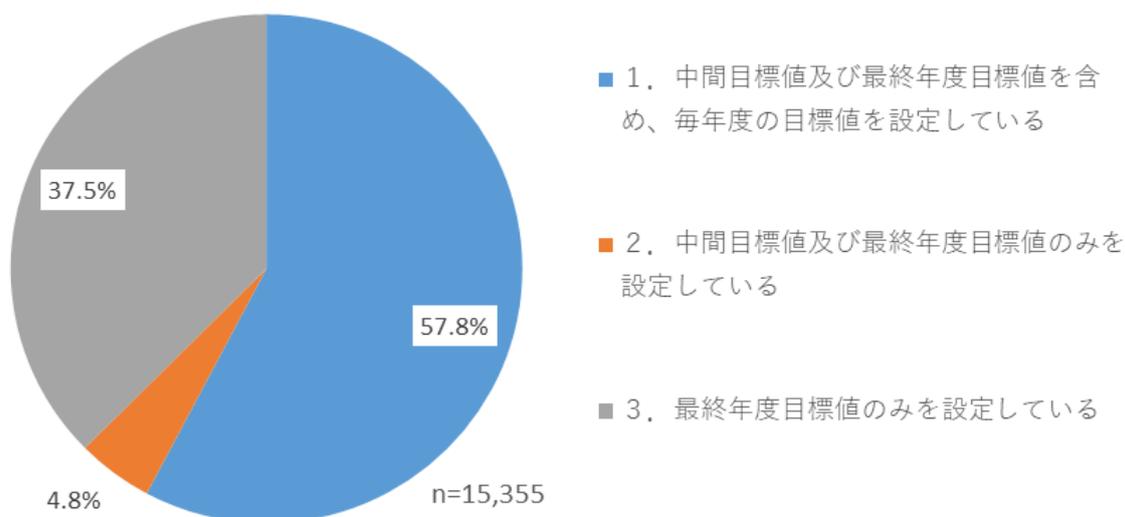
- ・ 適切かつ効果的なKPIの設定が困難
- ・ 庁内外の関係組織や他計画との調整が困難
- ・ 申請に際し求められる手続や記載事項が多岐にわたり煩雑
- ・ 計画作成に係る経験や専門知識を有した人材の不足

6. 認定地域再生計画の進捗状況

(1) 認定地域再生計画の目標の設定状況

認定地域再生計画の各目標について、「目標の設定状況」をみると、「1. 中間目標値及び最終年度目標値を含め、毎年度の目標値を設定している」が57.8%で最も多く、続いて「3. 最終年度目標値のみを設定している」が37.5%となっている。

図表 14：認定地域再生計画の目標設定状況

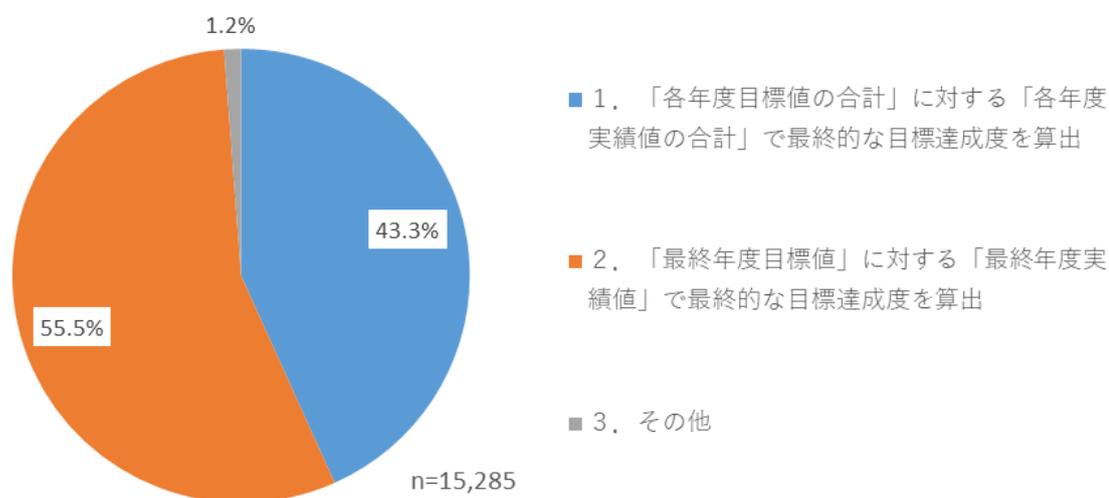


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ目標設定状況を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。III-6において、以下同じ。

(2) 計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式

計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式については、「1. 「各年度目標値の合計」に対する「各年度実績値の合計」で最終的な目標達成度を算出」が43.3%、「2. 「最終年度目標値」に対する「最終年度実績値」で最終的な目標達成度を算出」が55.5%となっている。

図表 15：計画終了時における最終的な目標達成率の算出方式



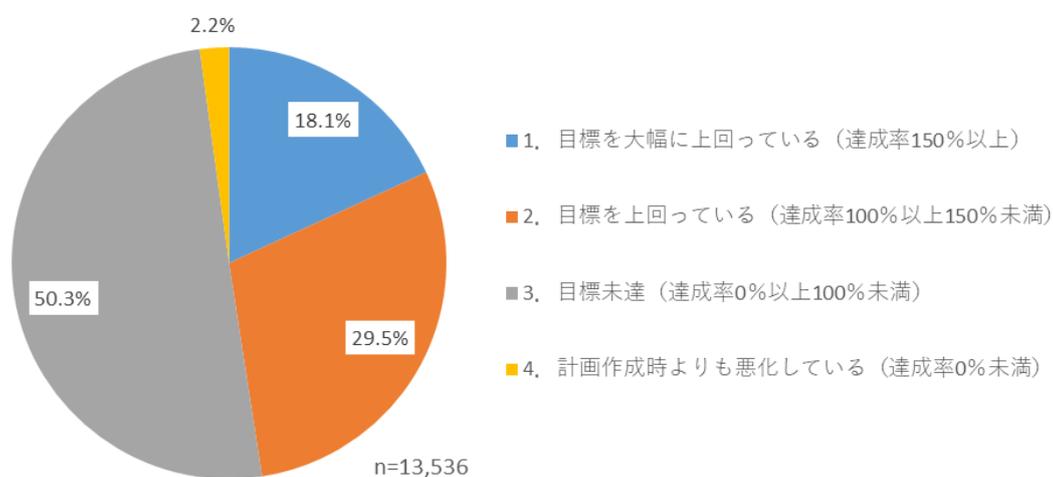
(3) 認定地域再生計画の目標達成状況

認定地域再生計画の各目標について、令和5年度の目標値、実測値及び達成率を尋ねた。さらに、達成率について、下記のとおり達成状況として分類した。

達成率150%以上	: 1. 目標を大幅に上回っている
達成率100%以上150%未満	: 2. 目標を上回っている
達成率0%以上100%未満	: 3. 目標未達
達成率0%未満	: 4. 計画作成時よりも悪化している

令和5年度時点における認定地域再生計画の各目標の達成状況をみると、「1. 目標を大幅に上回っている」が18.1%、「2. 目標を上回っている」が29.5%となっており、目標を達成できたとする割合が47.6%を占めている。

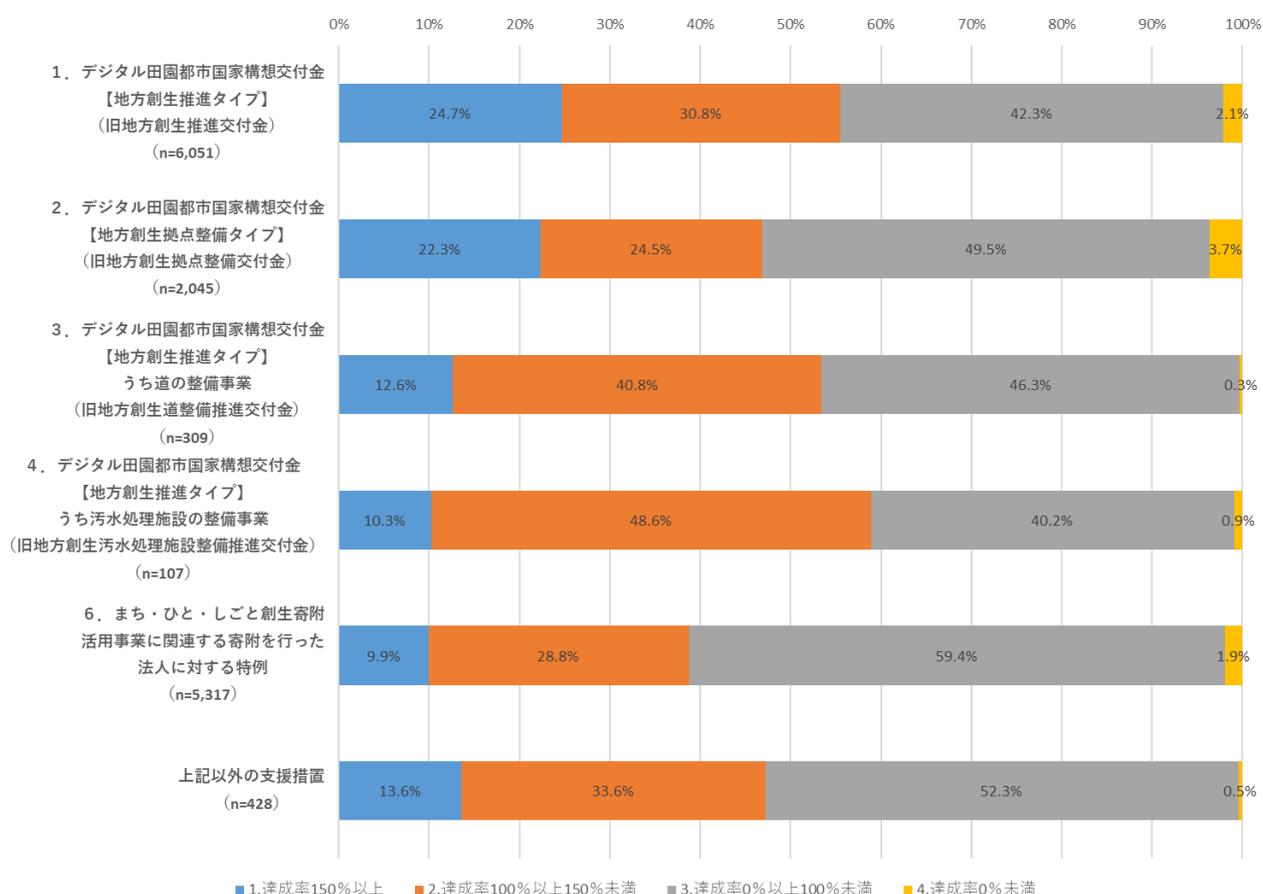
図表 16：認定地域再生計画の目標達成状況（令和5年度）



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況（令和5年度）を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

また、これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業」及び「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業」において、目標を達成できたとする割合が50%を超えている。

図表 17：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和5年度）

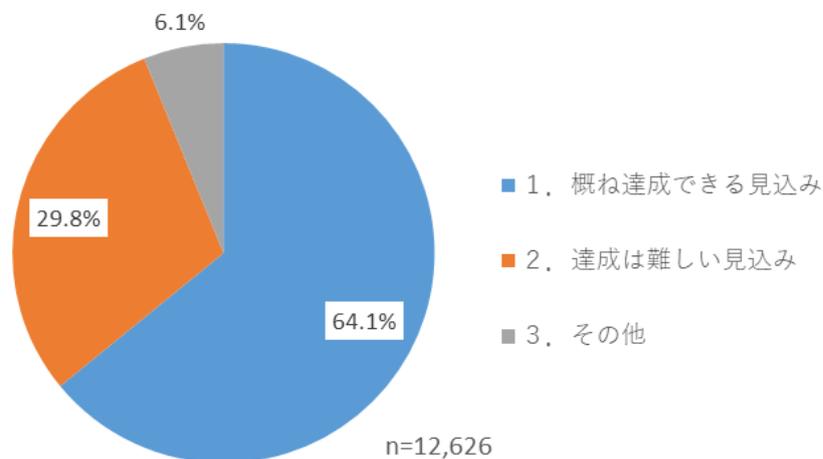


(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに目標数を計上しているため、(n)の合計は図表16の目標数よりも大きくなっている。

(4) 認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み

令和6年度以降に計画期間が終了する認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 概ね達成できる見込み」が64.1%、「2. 達成は難しい見込み」が29.8%となっている。

図表 18：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



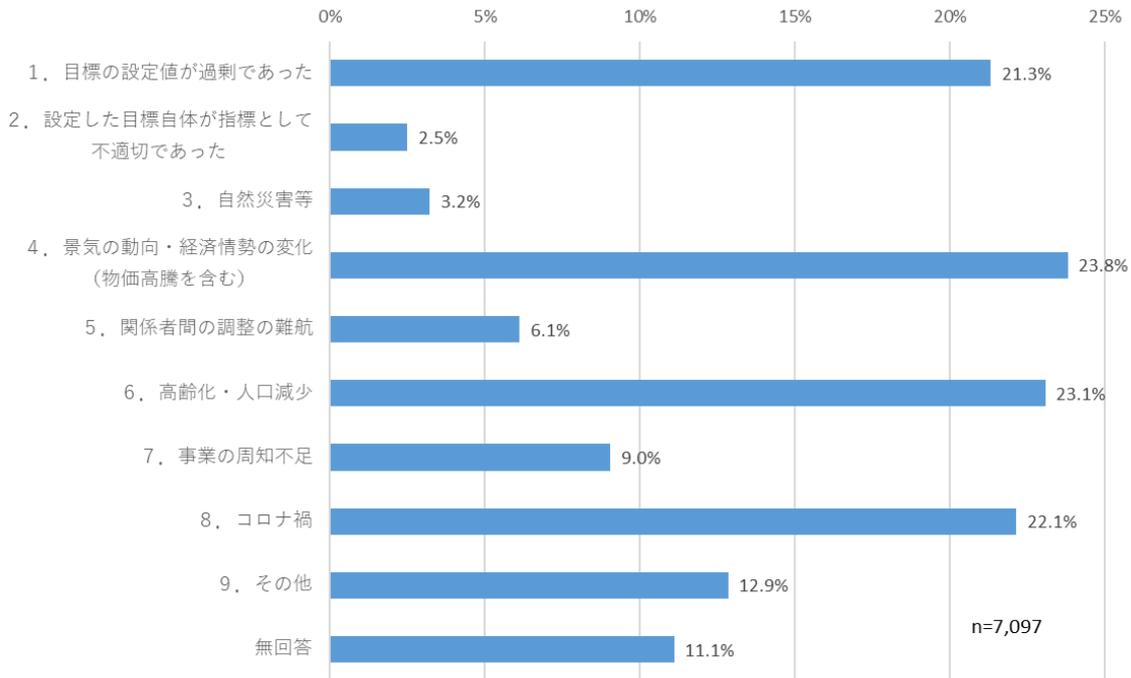
(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

「その他」の主な内容としては、「自然災害や物価高騰をはじめとする社会情勢の変動」や「関連する統計調査結果の未公表によって達成見込みが判断できない」といった記述があった。

(5) 認定地域再生計画の目標値未達成の理由

令和5年度の達成状況が「目標未達」、「計画作成時よりも悪化している」となっている目標について、その理由をみると、「4. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が23.8%で最も多く、続いて「6. 高齢化・人口減少」が23.1%、「8. コロナ禍」が22.1%、「1. 目標の設定値が過剰であった」が21.3%となっている。

図表 19：認定地域再生計画の目標値未達成の理由（複数回答）

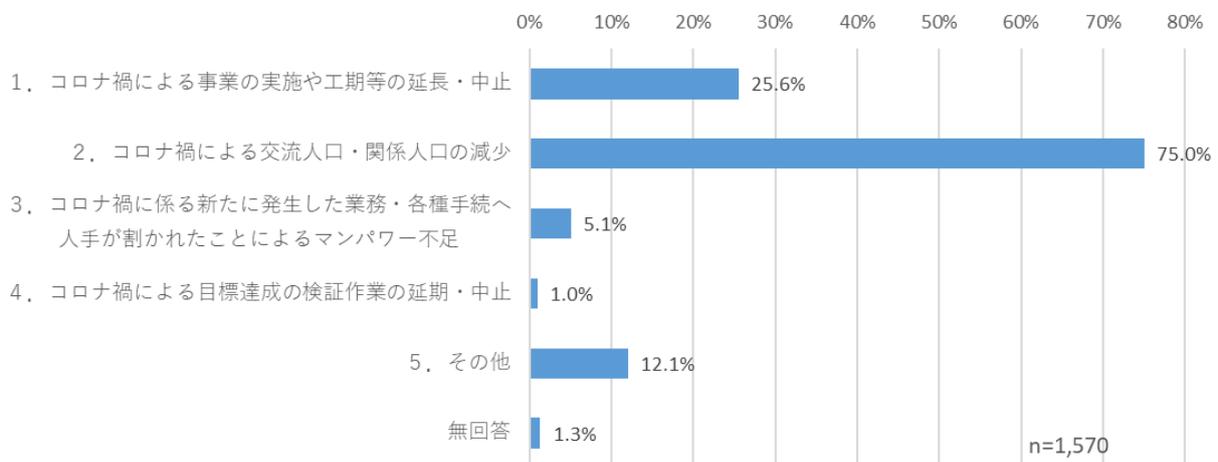


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(6) 「コロナ禍」の詳細な理由

目標値未達成の理由を「コロナ禍」と回答した目標について、その詳細な理由をみると、「2. コロナ禍による交流人口・関係人口の減少」が75.0%で最も多く、続いて「1. コロナ禍による事業の実施や工期等の延長・中止」が25.6%となっている。

図表 20：目標値未達成の理由を「コロナ禍」とした場合の詳細な理由（複数回答）



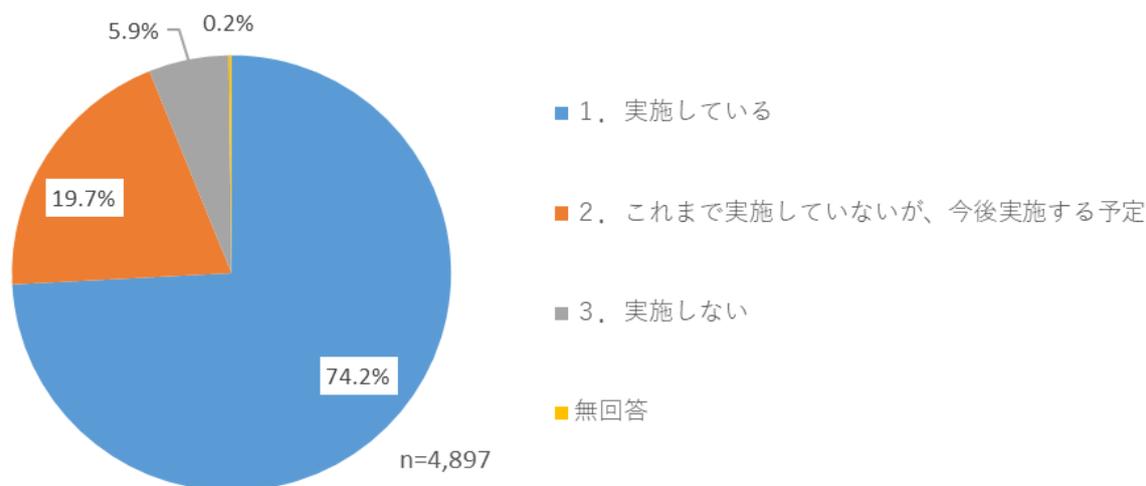
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

7. 認定地域再生計画の効果の検証・評価

(1) 認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況

認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）の実施状況をみると、「1. 実施している」が74.2%、「2. これまで実施していないが、今後実施する予定」が19.7%となっており、「4. 実施している」と「2. これまで実施していないが、今後実施する予定」をあわせた回答の割合が93.9%を占めている。

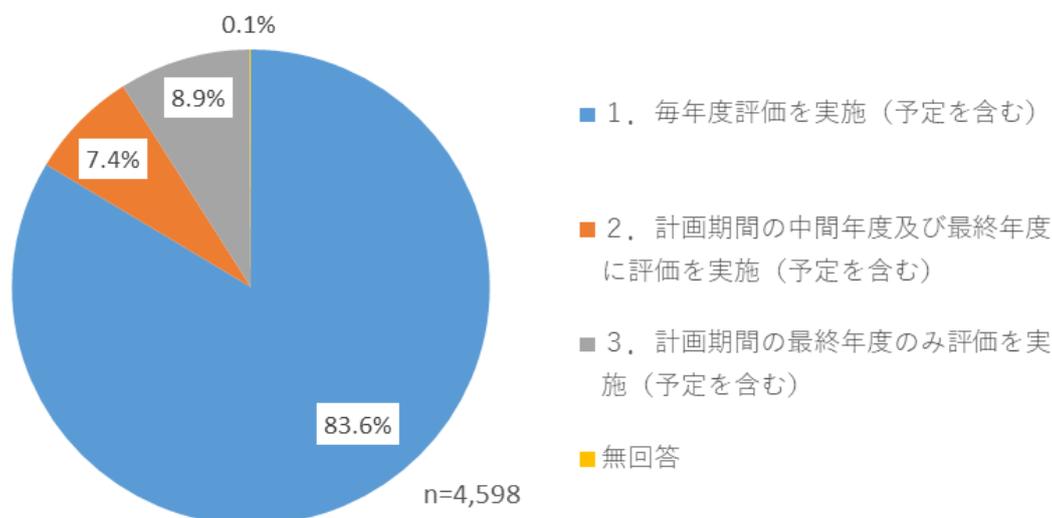
図表 21：認定地域再生計画の評価（事業効果の検証）実施状況



(2) 認定地域再生計画の評価の実施時期

評価を「実施している」、又は「これまで実施していないが、今後実施する予定」と回答した認定地域再生計画について、「評価の実施時期」をみると、「1. 毎年度評価を実施（予定を含む）」が83.6%、「2. 計画期間の中間年度及び最終年度に評価を実施（予定を含む）」が7.4%、「3. 計画期間の最終年度のみ評価を実施（予定を含む）」が8.9%となっている。

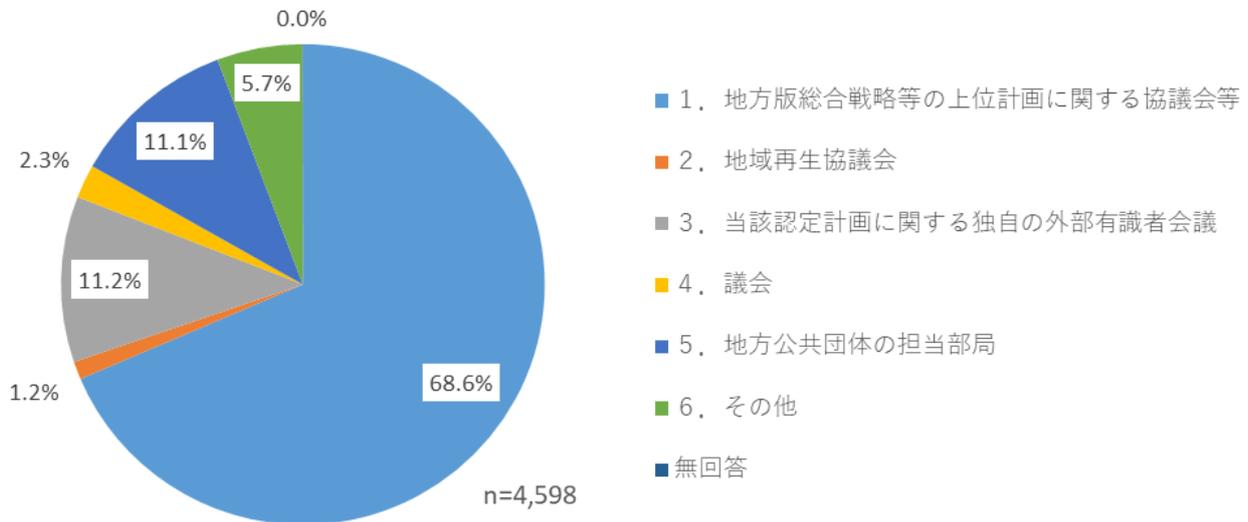
図表 22：認定地域再生計画の評価の実施時期



(3) 認定地域再生計画の評価の実施主体

評価を「実施している」、又は「これまで実施していないが、今後実施する予定」と回答した認定地域再生計画について、「評価を行う主体」をみると、「1. 地方版総合戦略等の上位計画に関する協議会等」が68.6%で最も多く、続いて「3. 当該認定計画に関する独自の外部有識者会議」が11.2%、「5. 地方公共団体の担当部局」が11.1%となっている。

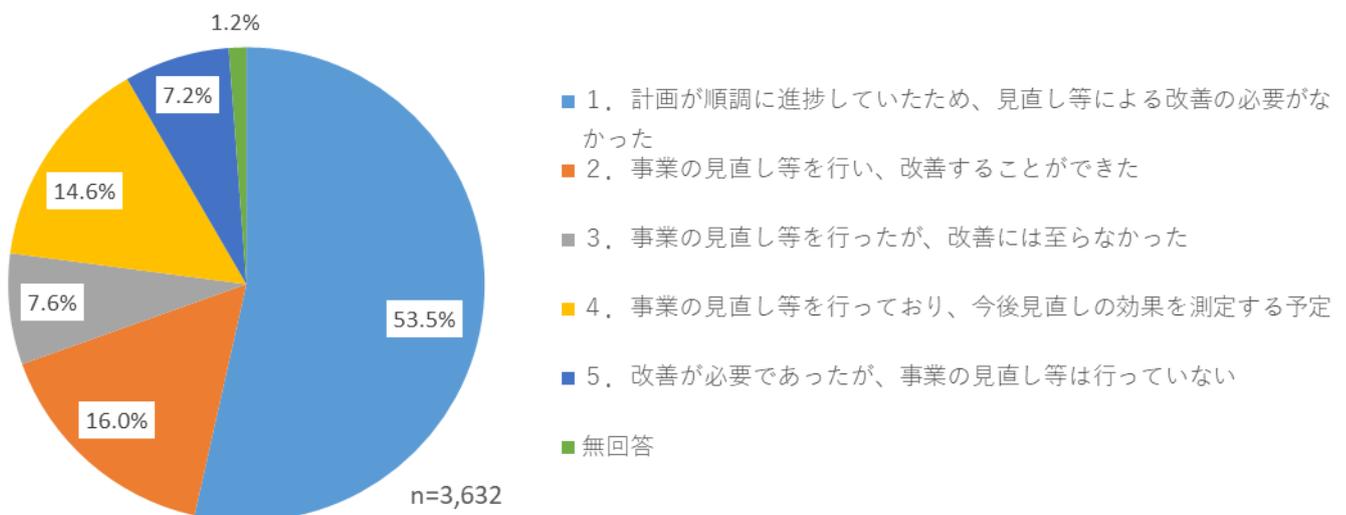
図表 23：認定地域再生計画の評価の実施主体



(4) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況

評価を「実施している」と回答した認定地域再生計画について、「評価実施後の事業内容の見直し等による改善状況」をみると、「1. 計画が順調に進捗していたため、見直し等による改善の必要がなかった」が53.5%で最も多く、続いて「2. 事業の見直し等を行い、改善することができた」が16.0%、「4. 事業の見直し等を行っており、今後見直しの効果を測定する予定」が14.6%となっている。

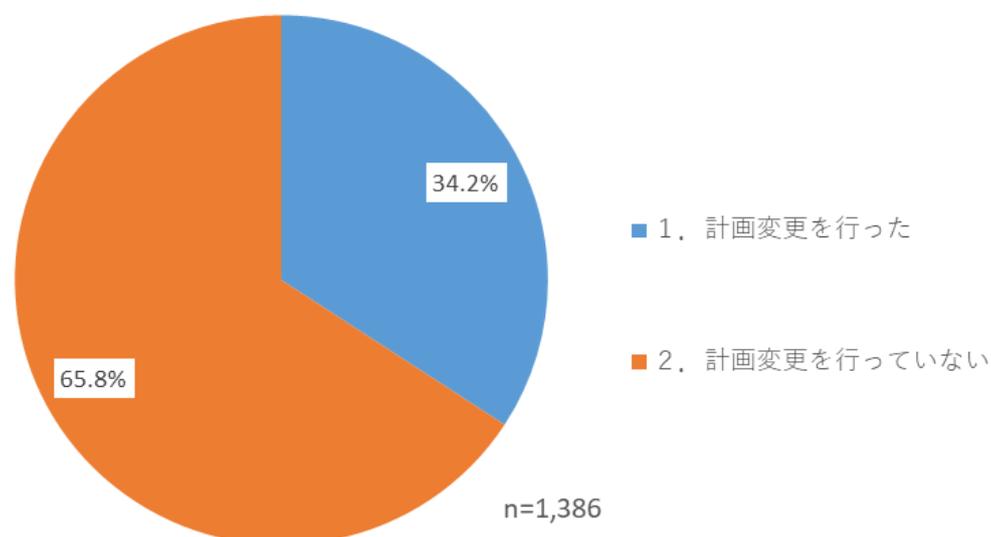
図表 24：認定地域再生計画の事業内容の見直し等による改善状況



(5) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無

「事業の見直し等を行った」と回答した認定地域再生計画について、「計画変更の有無」をみると、「1. 計画変更を行った」が34.2%、「2. 計画変更を行っていない」が65.8%となっている。

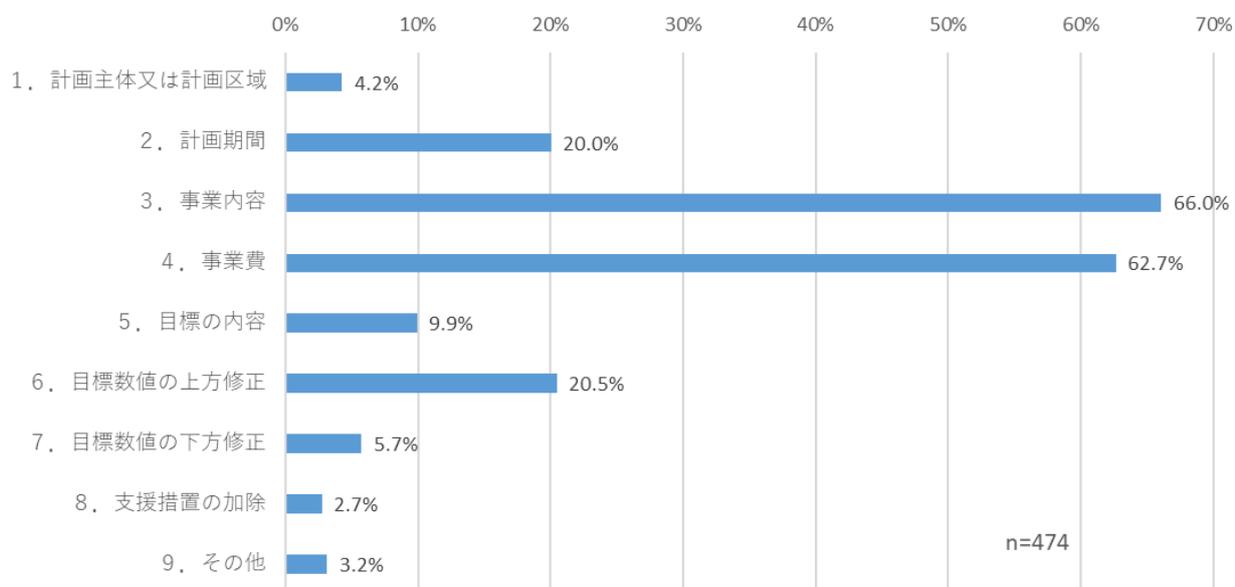
図表 25：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画変更の有無



(6) 認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容

「計画変更を行った」と回答した認定地域再生計画について、「変更の内容」をみると、「3. 事業内容」が66.0%で最も多く、続いて「4. 事業費」が62.7%、「6. 目標数値の上方修正」が20.5%、「2. 計画期間」が20.0%となっている。

図表 26：認定地域再生計画の事業内容の見直し等に伴う計画の変更内容（複数回答）

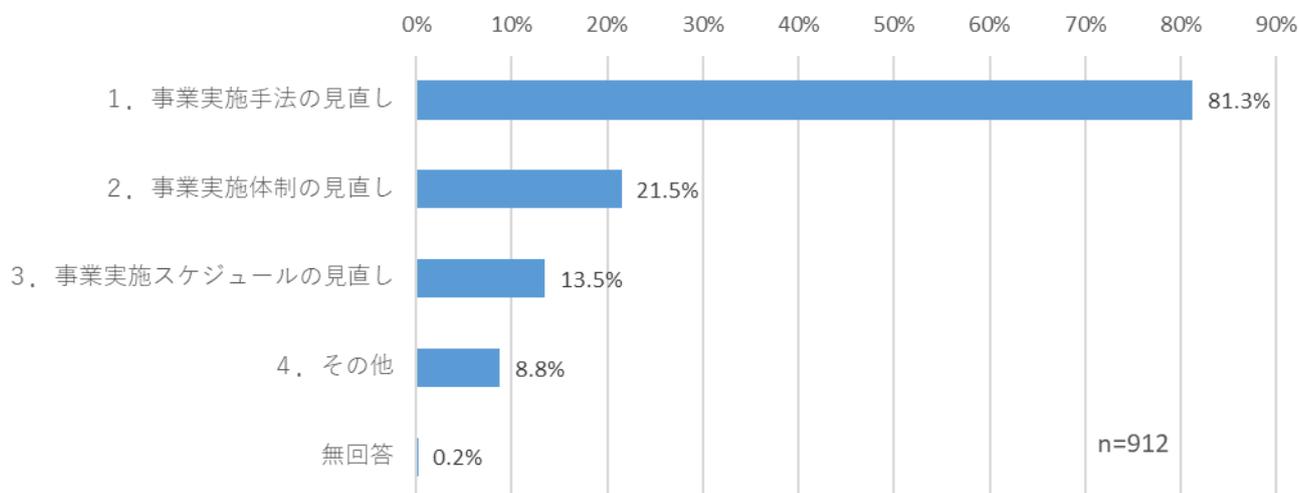


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(7) 認定地域再生計画の計画変更を行っていない場合の事業の見直し内容

「計画変更を行っていない」と回答した認定地域再生計画について、「事業の見直し内容」をみると、「1. 事業実施手法の見直し」が81.3%、「2. 事業実施体制の見直し」が21.5%、「3. 事業実施スケジュールの見直し」が13.5%となっている。

図表 27：認定地域再生計画の計画変更を伴わない事業の見直し内容（複数回答）



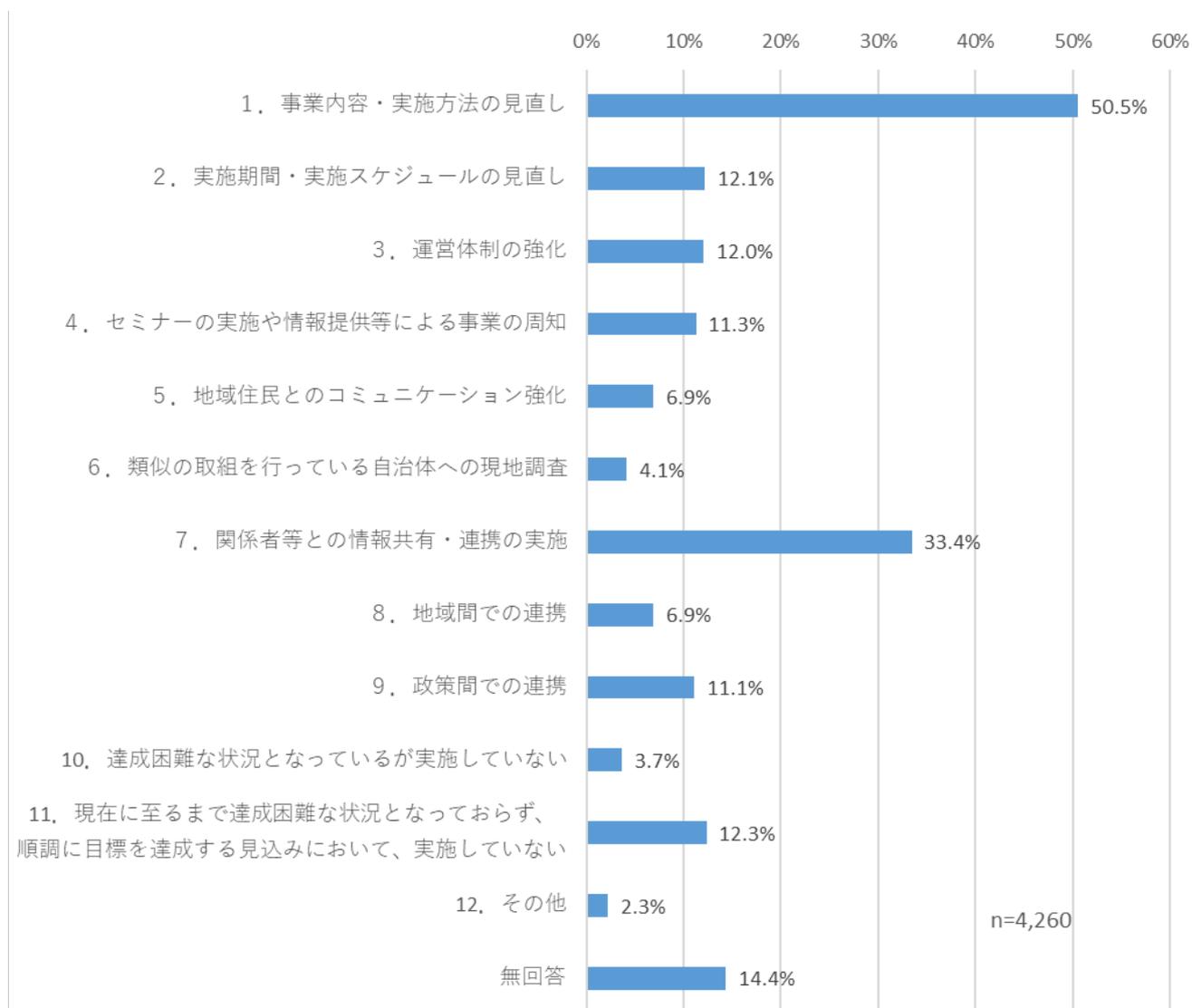
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「支援措置によらない独自の取組の見直し」や「上位計画である地方版総合戦略における事業の見直し」、「事業に係る情報発信方法の見直し」といった記述があった。

8. 認定地域再生計画の目標達成に向けた取組

認定地域再生計画に記載した目標の達成に向けて、どのような取組を実施したかをみると、「1. 事業内容・実施方法の見直し」が50.5%で最も多く、続いて「7. 関係者等との情報共有・連携の実施」が33.4%となっている。

図表 28：目標達成に向けた取組（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

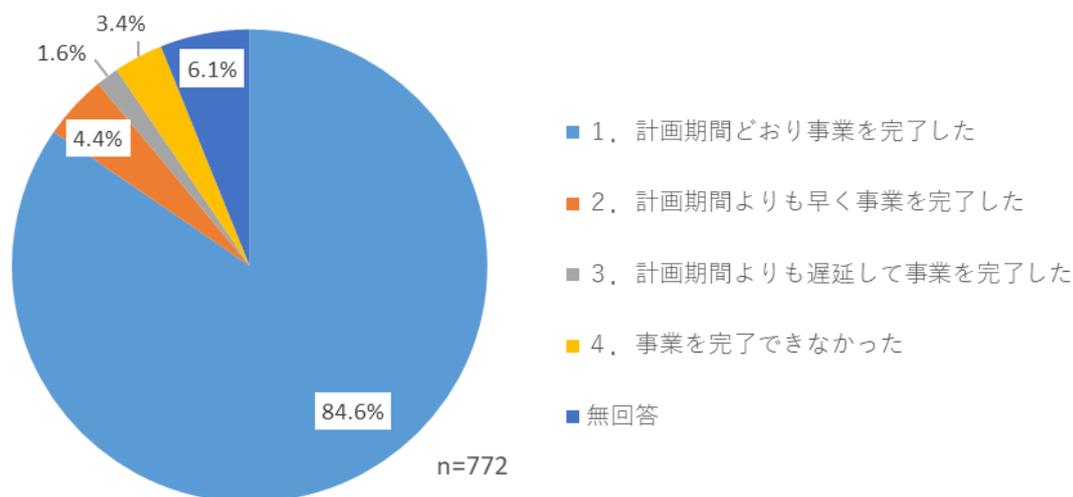
9. 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

(1) 計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

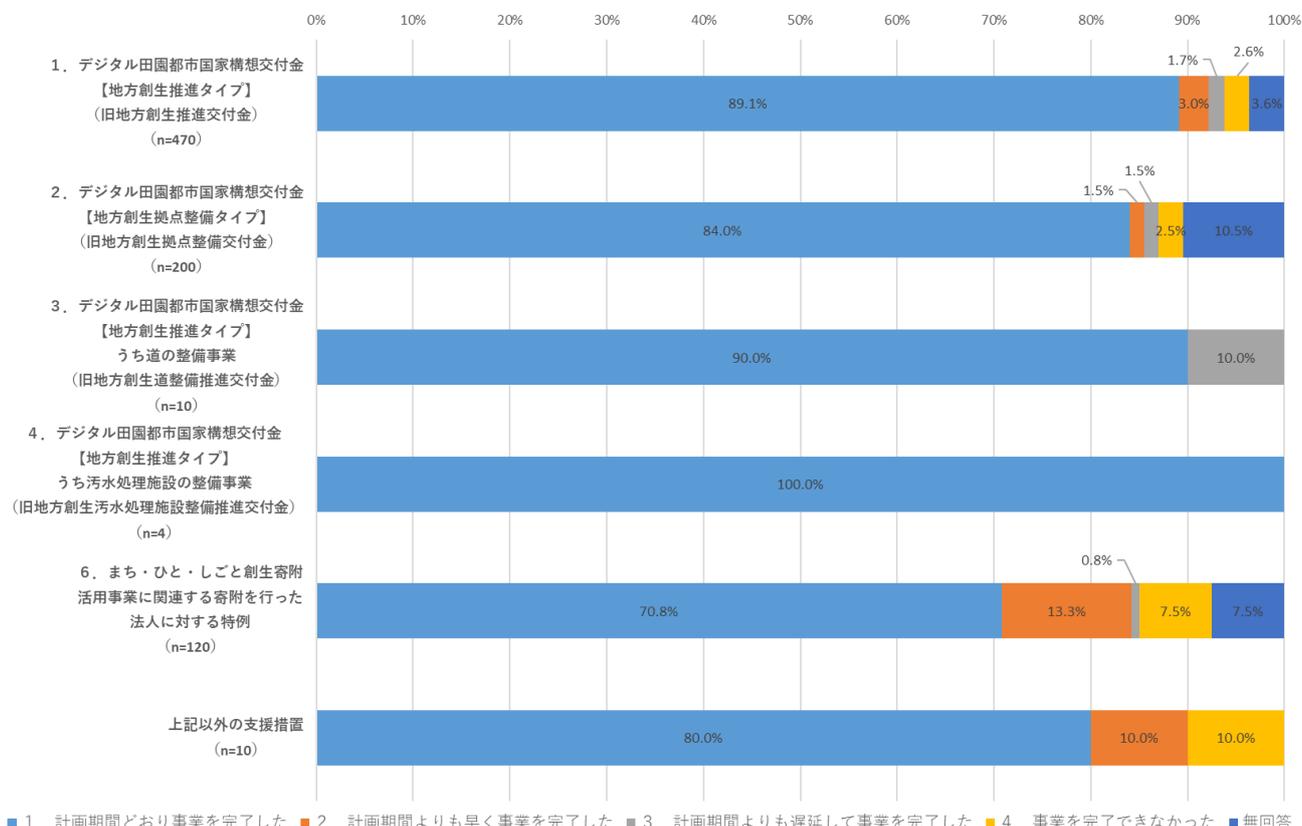
計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画について、計画の遂行状況を見ると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が84.6%を占めている。

また、これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が89.1%となっている。

図表 29：計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



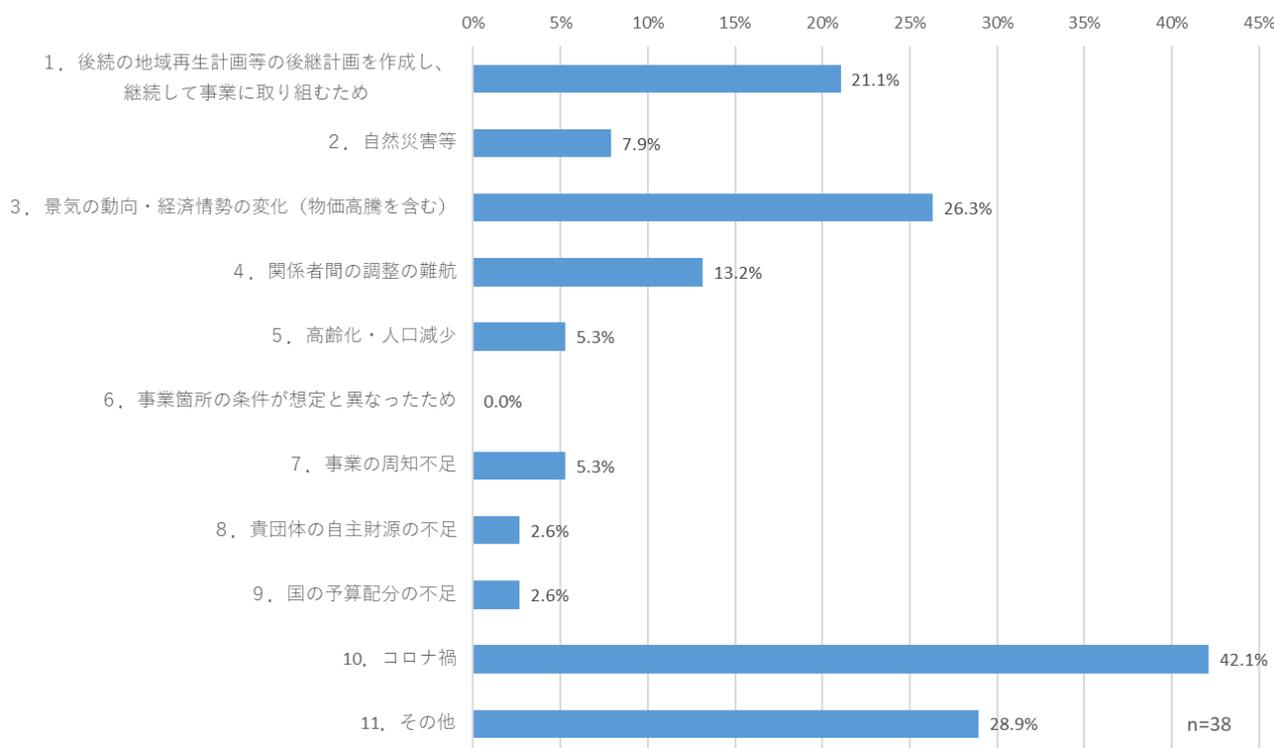
図表 30：支援措置別の計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



(2) 遅延・完了できなかった理由

計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画について、「計画期間よりも遅延して事業を完了した」、又は「事業を完了できなかった」について、その理由をみると、「10. コロナ禍」が42.1%で最も多くなっており、続いて「3. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が26.3%、「1. 後続の地域再生計画等の後継計画を作成し、継続して事業に取り組むため」が21.1%となっている。

図表 31：遅延・完了できなかった理由（複数回答）



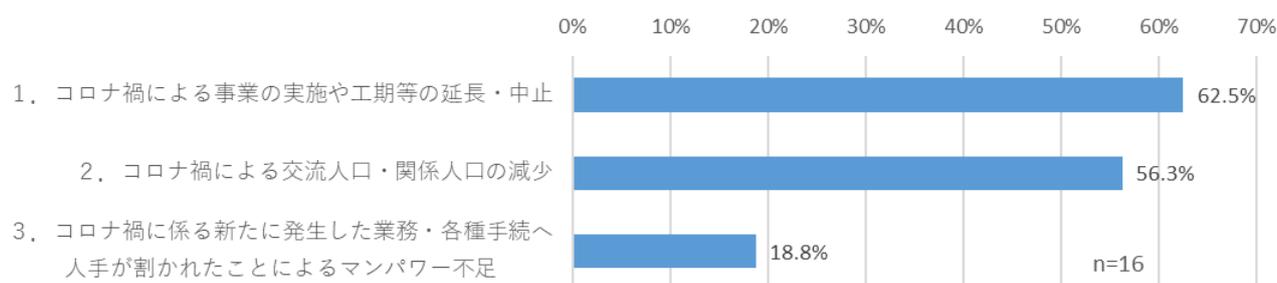
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「半導体及び資材全般の不足に伴う納期の遅延」や「事業の一部変更に伴う設計や協議の追加発生」といった記述があった。

(3) 「コロナ禍」の詳細な理由

遅延・完了できなかった理由を「コロナ禍」と回答した認定地域再生計画について、その詳細な理由をみると、「1. コロナ禍による事業の実施や工期等の延長・中止」が62.5%、「2. コロナ禍による交流人口・関係人口の減少」が56.3%となっている。

図表 32：遅延・完了できなかった理由を「コロナ禍」とした場合の詳細な理由（複数回答）



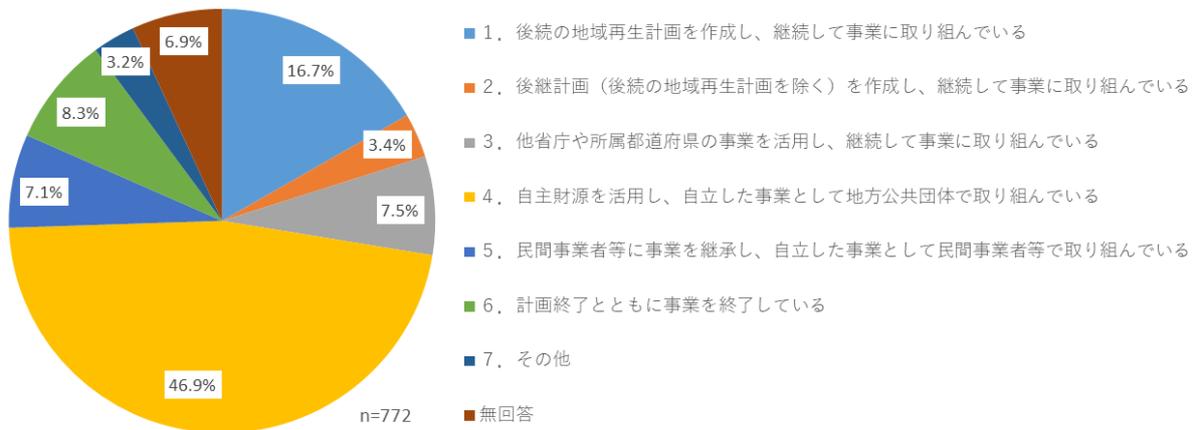
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(4) 認定地域再生計画の計画期間終了後の取組

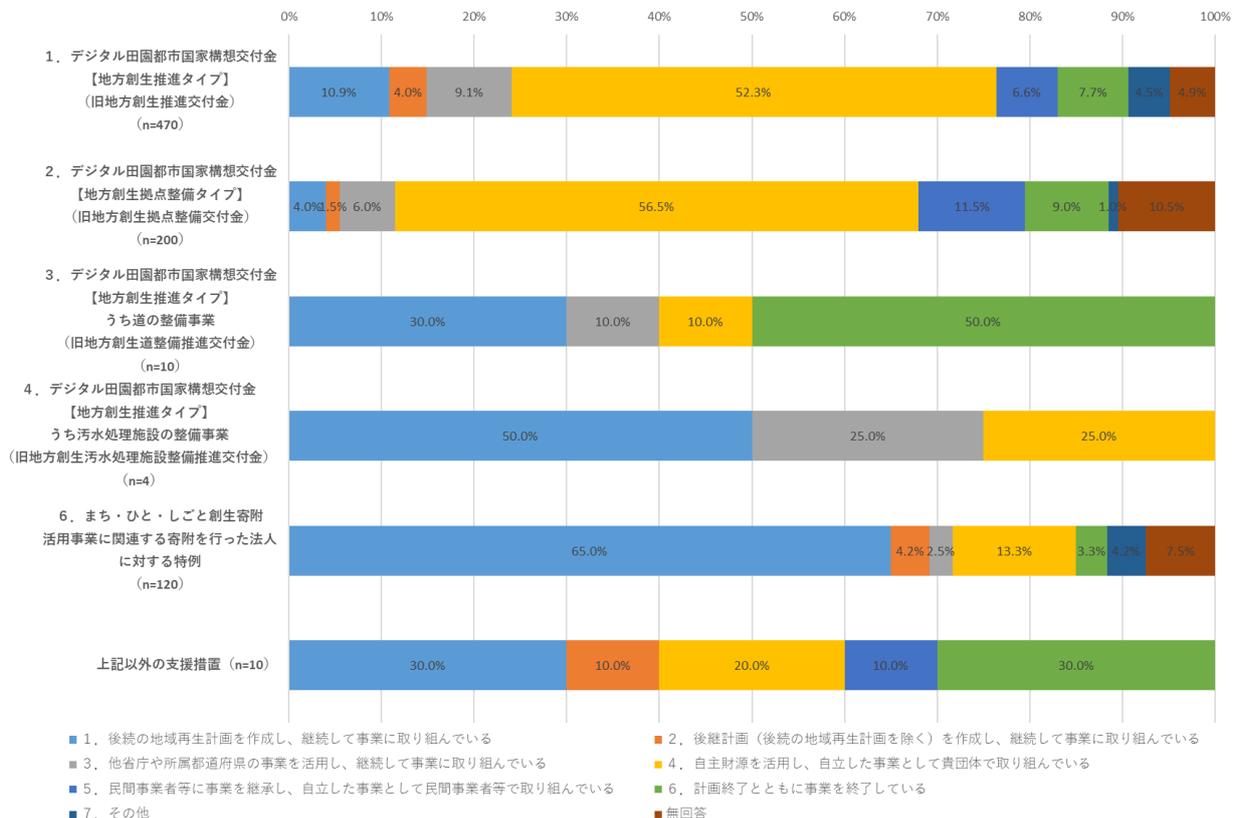
計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画について、計画期間終了後にどのように事業に取り組んでいるかをみると、「4. 自主財源を活用し、自立した事業として貴団体（地方公共団体）で取り組んでいる」が46.9%で最も多く、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」が16.7%、「6. 計画終了とともに事業を終了している」が8.3%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」や「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」では、「4. 自主財源を活用し、自立した事業として地方公共団体で取り組んでいる」の割合が高く、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では、「1. 後続の地域再生計画を作成し、継続して事業に取り組んでいる」計画の割合が高くなっている。

図表 33：認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



図表 34：支援措置別の認定地域再生計画の計画期間終了後の取組



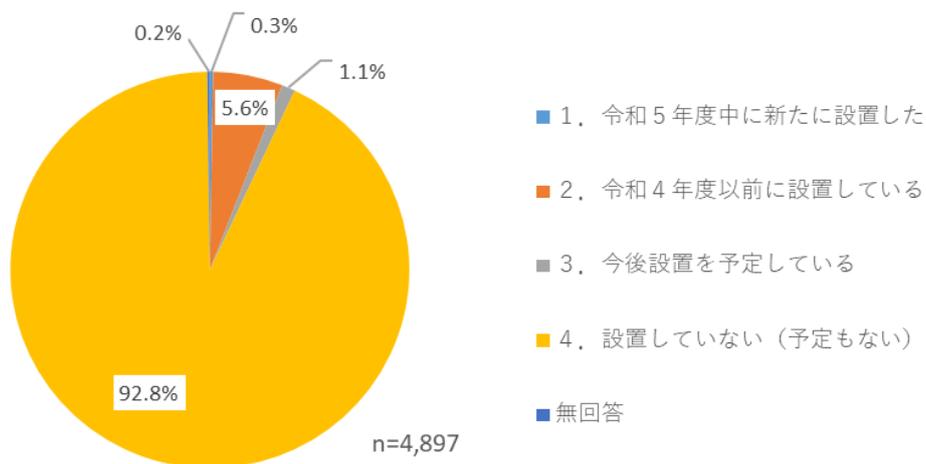
10. 地域再生協議会

(1) 認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況

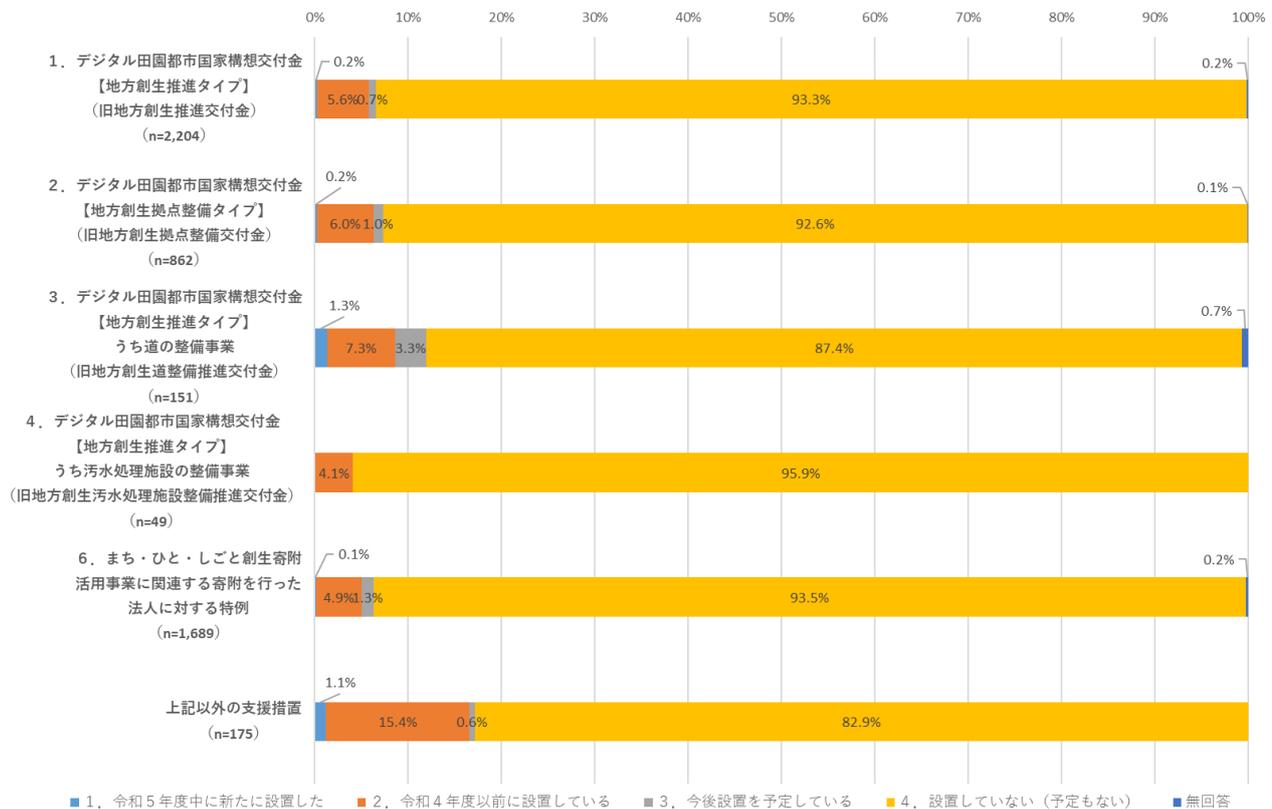
認定地域再生計画について、地域再生協議会の設置状況をみると、「1. 令和5年度中に新たに設置した」と「2. 令和4年度以前に設置している」をあわせて5.9%となっており、「4. 設置していない（予定もない）」は92.8%となっている。

また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業」において、「1. 令和5年度中に新たに設置した」と「2. 令和4年度以前に設置している」をあわせた回答の割合が8.6%となっている。

図表 35：認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



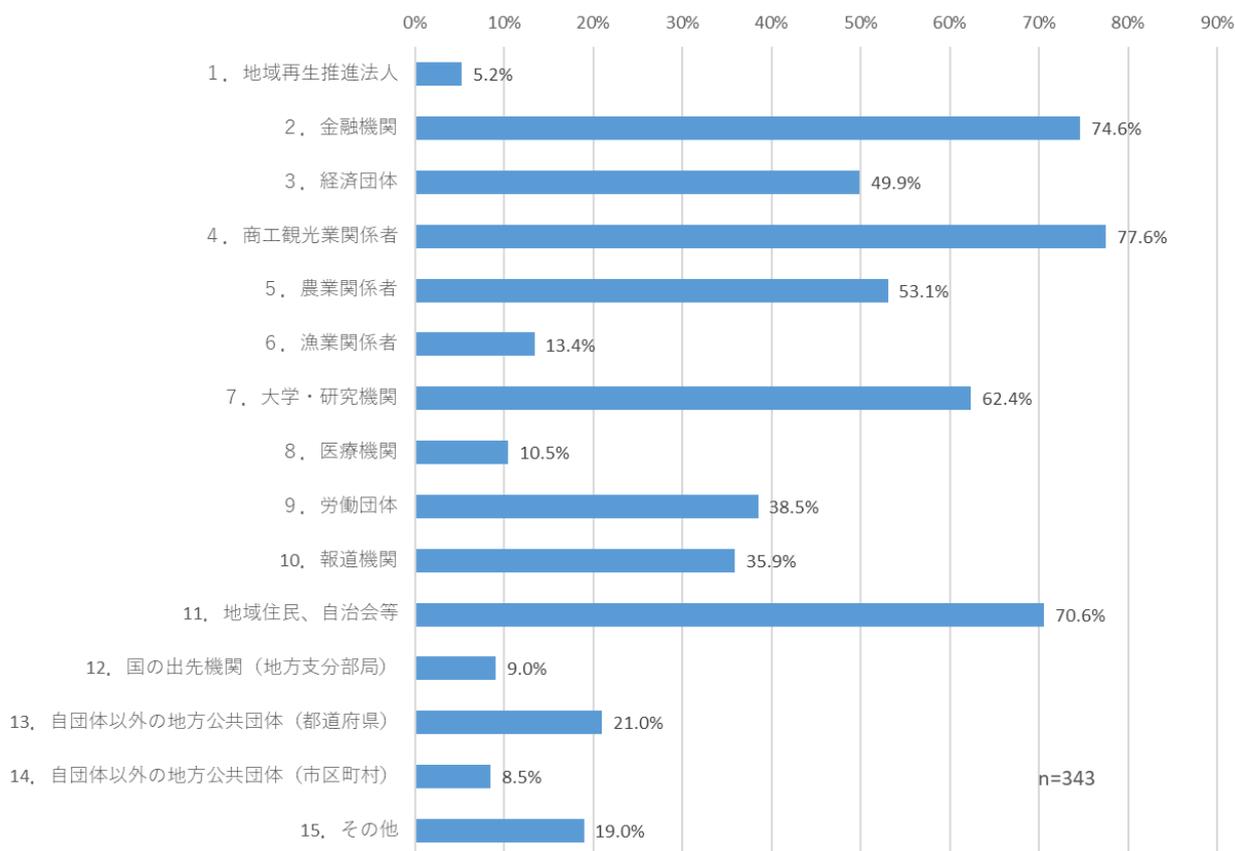
図表 36：支援措置別の認定地域再生計画の地域再生協議会の設置状況



(2) 地域再生協議会の構成員

地域再生協議会を「令和5年度中に新たに設置した」、「令和4年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会を構成する構成員の属性をみると、「4. 商工観光業関係者」が77.6%で最も多く、続いて「2. 金融機関」が74.6%、「11. 地域住民、自治会等」が70.6%、「7. 大学・研究機関」が62.4%となっている。

図表 37：地域再生協議会の構成員（複数回答）

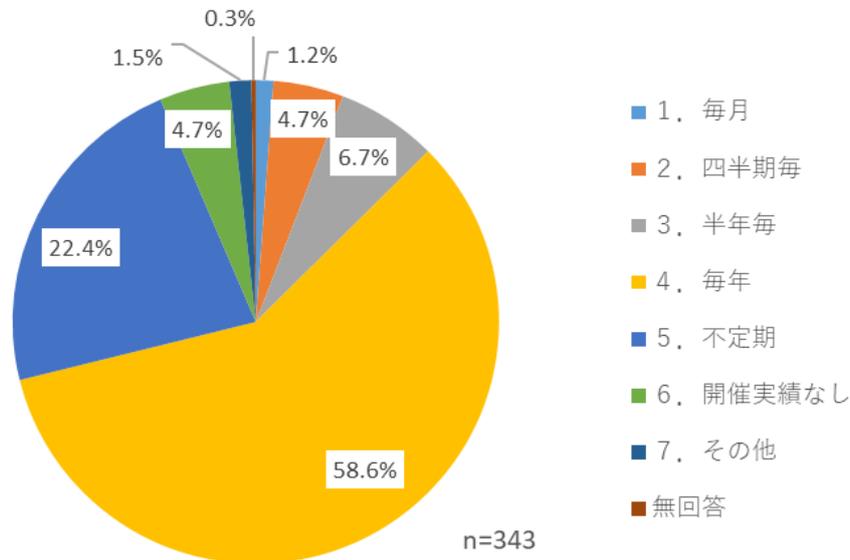


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 地域再生協議会の開催頻度

地域再生協議会を「令和5年度中に新たに設置した」、「令和4年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会の開催頻度をみると、「4. 毎年」が58.6%で最も多く、続いて「5. 不定期」が22.4%、「3. 半年毎」が6.7%となっている。

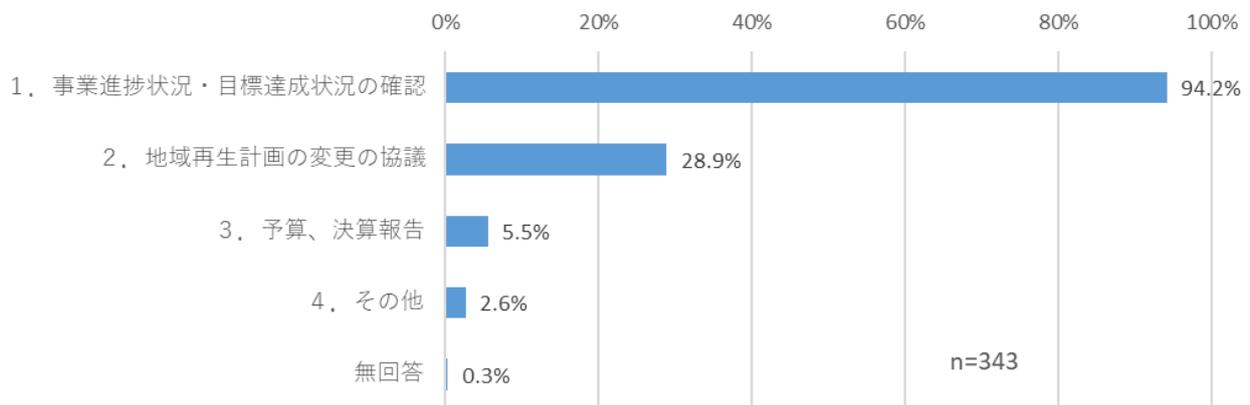
図表 38：地域再生協議会の開催頻度



(4) 地域再生協議会の主な議題

地域再生協議会を「令和5年度中に新たに設置した」、「令和4年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、地域再生協議会の主な議題をみると、「1. 事業進捗状況・目標達成状況の確認」が94.2%で最も多く、続いて「2. 地域再生計画の変更の協議」が28.9%となっている。

図表 39：地域再生協議会の主な議題（複数回答）

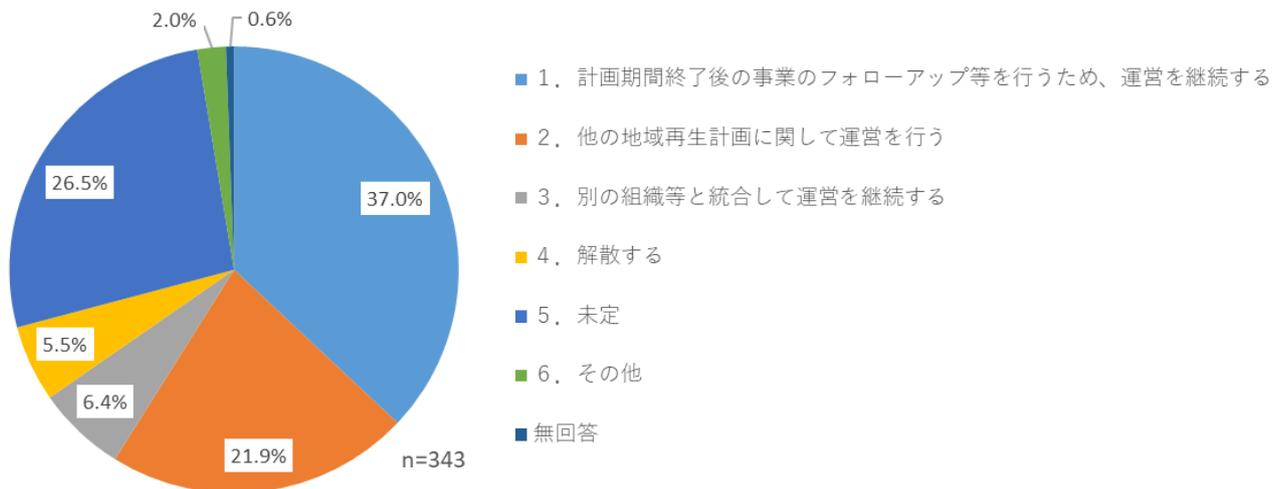


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針

地域再生協議会を「令和5年度中に新たに設置した」、「令和4年度以前に設置している」、「今後設置を予定している」と回答した認定地域再生計画について、計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針をみると、「1. 計画期間終了後の事業のフォローアップ等を行うため、運営を継続する」が37.0%で最も多く、続いて「5. 未定」が26.5%、「2. 他の地域再生計画に関して運営を行う」が21.9%となっている。

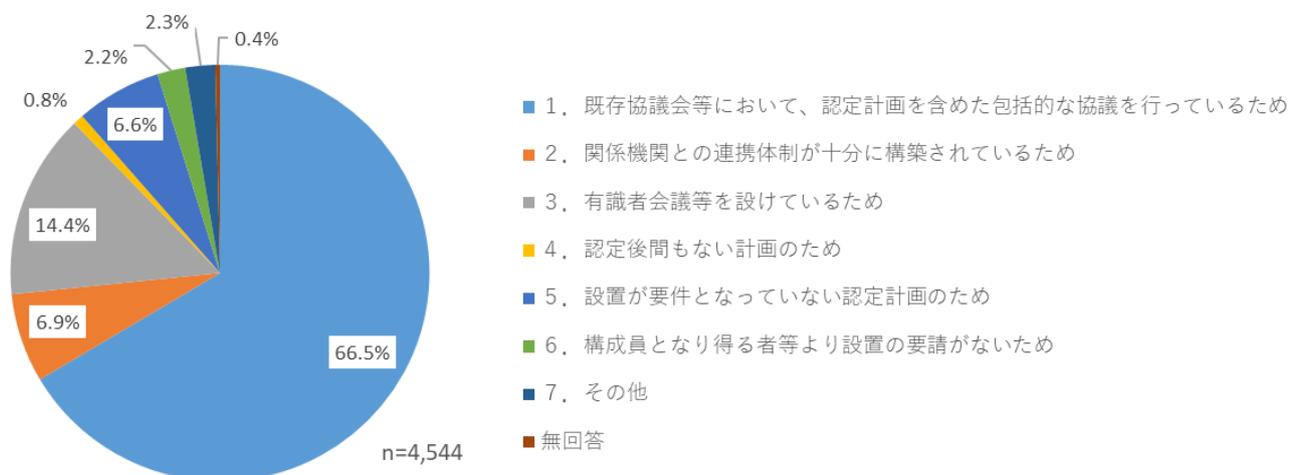
図表 40：計画期間終了後の地域再生協議会の運営方針



(6) 地域再生協議会を設置していない理由

地域再生協議会を「設置していない（予定もない）」と回答した認定地域再生計画について、その理由をみると、「1. 既存協議会等において、認定計画を含めた包括的な協議を行っているため」が66.5%で最も多く、続いて「3. 有識者会議等を設けているため」が14.4%、「2. 関係機関との連携体制が十分に構築されているため」が6.9%となっている。

図表 41：地域再生協議会を設置していない理由

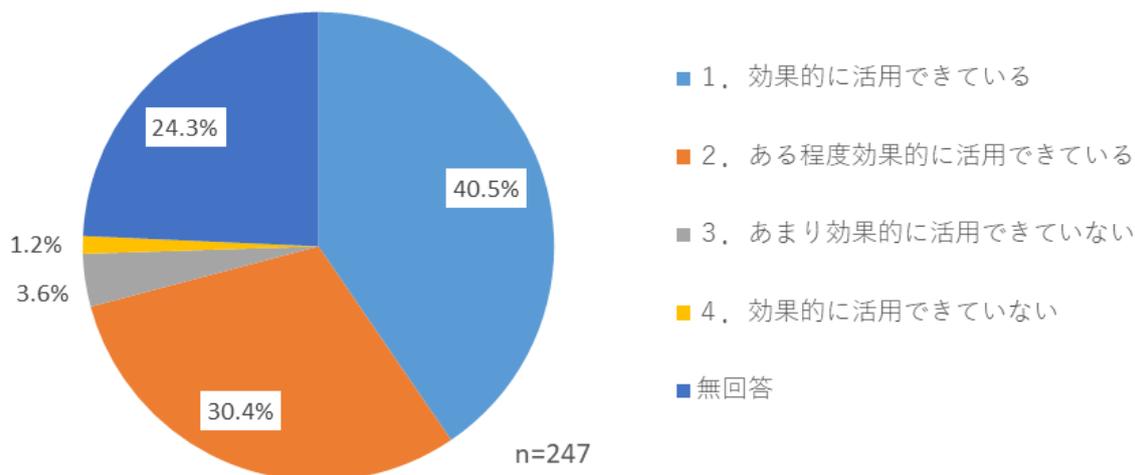


11. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況

(1) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況

複数の施設（市町村道と農道、公共下水道と合併処理浄化槽等）を総合的に整備するデジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を活用した認定地域再生計画について、交付金を効果的に活用できたかをみると、「1. 効果的に活用できている」が40.5%、「2. ある程度効果的に活用できている」が30.4%となっている。

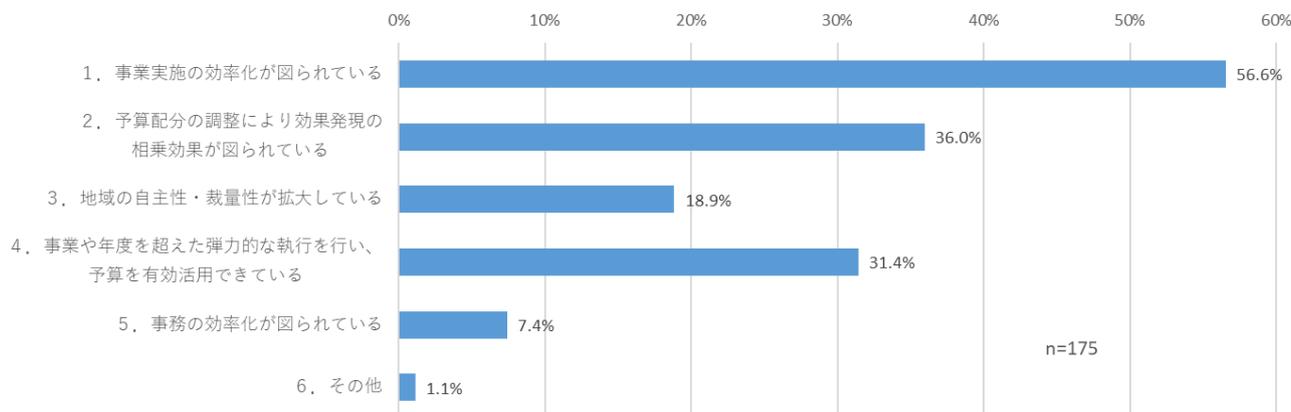
図表 42：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】の活用状況



(2) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できた点

デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を「効果的に活用できている」、「ある程度効果的に活用できている」と回答した認定地域再生計画について、効果的に活用できた点をみると、「1. 事業実施の効率化が図られている」が56.6%で最も多く、続いて「2. 予算配分の調整により効果発現の相乗効果が図られている」が36.0%、「4. 事業や年度を超えた弾力的な執行を行い、予算を有効活用できている」が31.4%となっている。

図表 43：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できた点（複数回答）

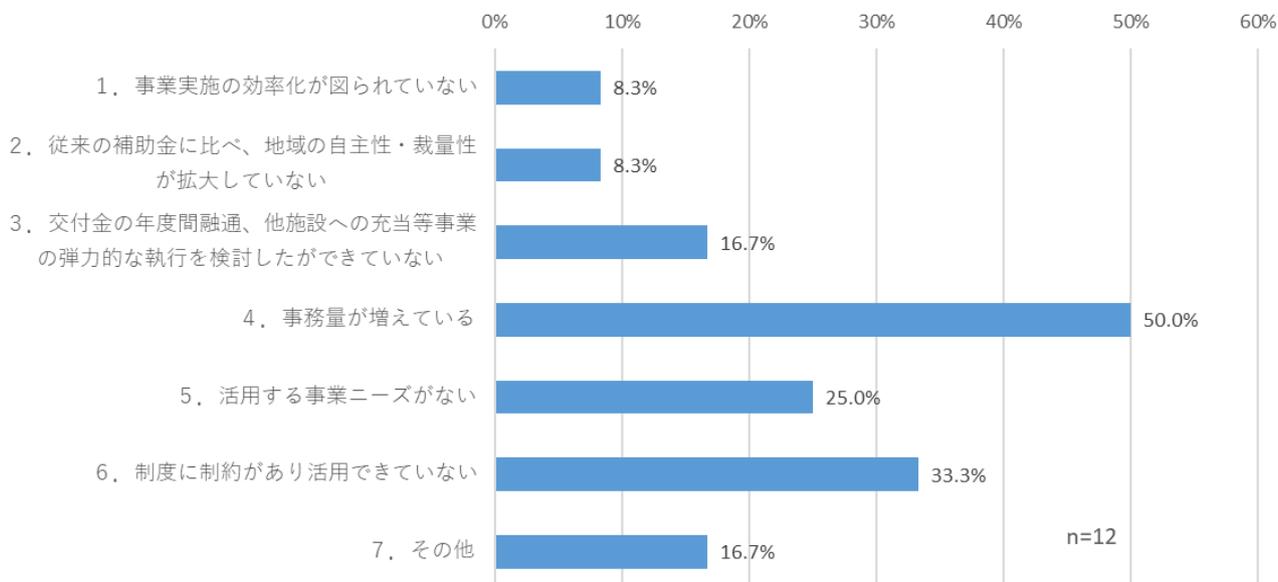


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できなかった点

デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を「あまり効果的に活用できていない」、「効果的に活用できていない」と回答した認定地域再生計画について、効果的に活用できなかった点をみると、「4. 事務量が増えている」が50.0%で最も多く、「6. 制度に制約があり活用できていない」が33.3%、「5. 活用する事業ニーズがない」が25.0%となっている。

図表 44：デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ（地方創生整備推進型）】を効果的に活用できなかった点（複数回答）



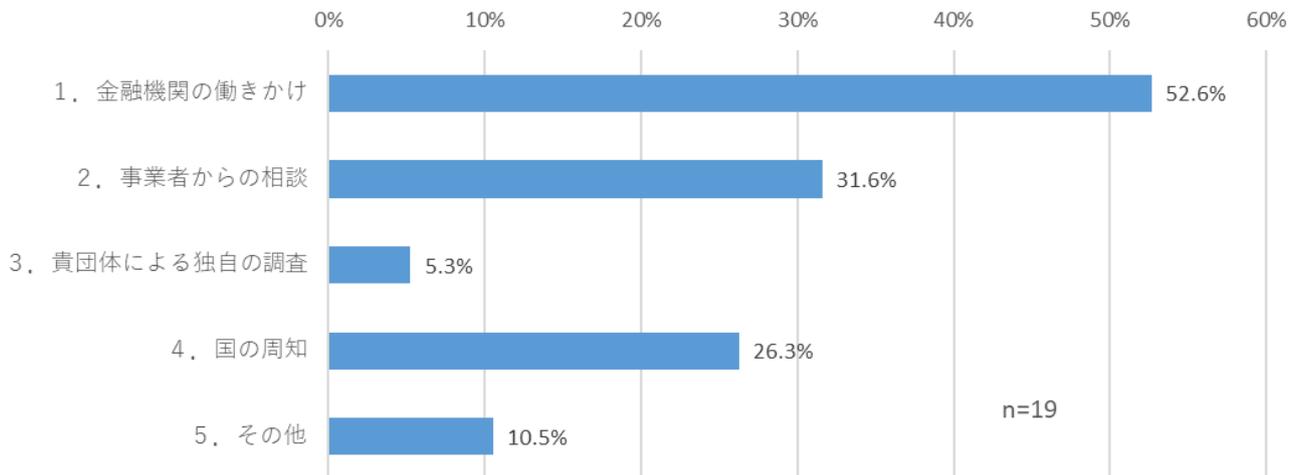
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

12. 地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金の活用状況

(1) 利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯

地域再生支援利子補給金及び特定地域再生支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を活用している認定地域再生計画について、計画作成の経緯をみると、「1. 金融機関の働きかけ」が52.6%で最も多く、続いて「2. 事業者からの相談」が31.6%、「4. 国の周知」が26.3%となっている。

図表 45：利子補給金制度を活用した認定地域再生計画作成の経緯（複数回答）

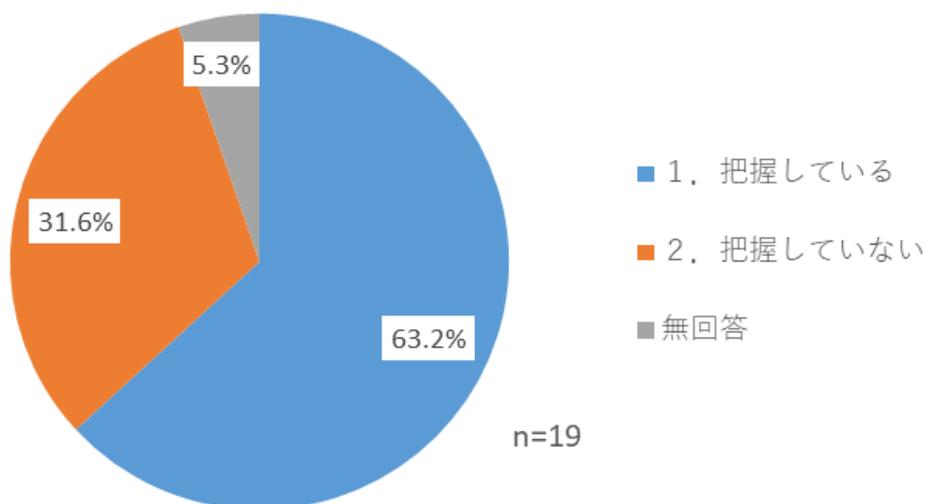


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 支援措置を受けた事業内容の把握状況

利子補給金を活用している認定地域再生計画について、支援措置を受けた（予定を含む）事業内容の把握状況をみると、「1. 把握している」が63.2%、「2. 把握していない」が31.6%となっている。

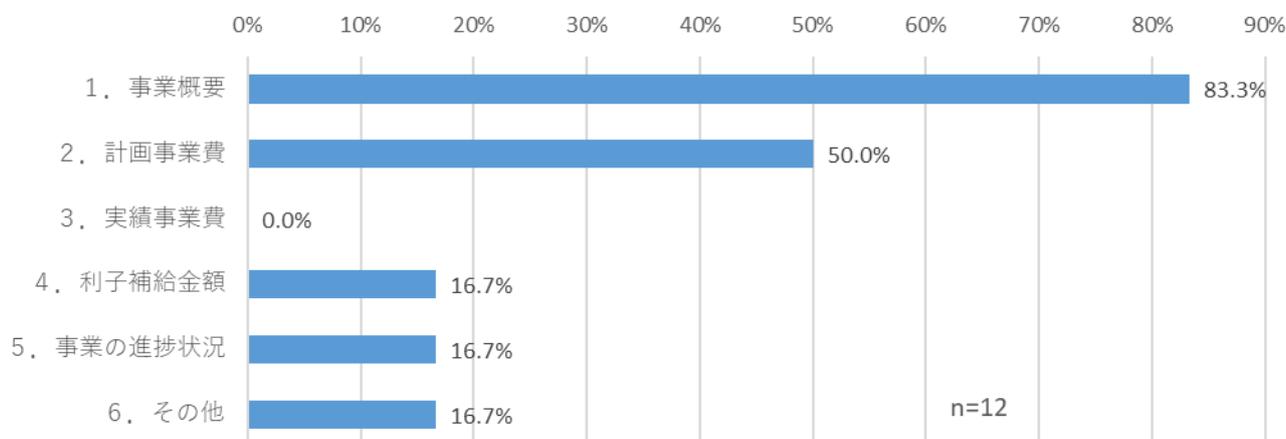
図表 46：支援措置を受けた事業内容の把握状況



(3) 支援措置を受けた事業の把握内容

支援措置を受けた（予定を含む）事業内容を「把握している」と回答した認定地域再生計画について、事業の把握内容をみると、「1. 事業概要」が83.3%で最も多く、続いて「2. 計画事業費」が50.0%、「4. 利子補給金額」及び「5. 事業の進捗状況」が16.7%となっている。

図表47：支援措置を受けた事業の把握内容（複数回答）

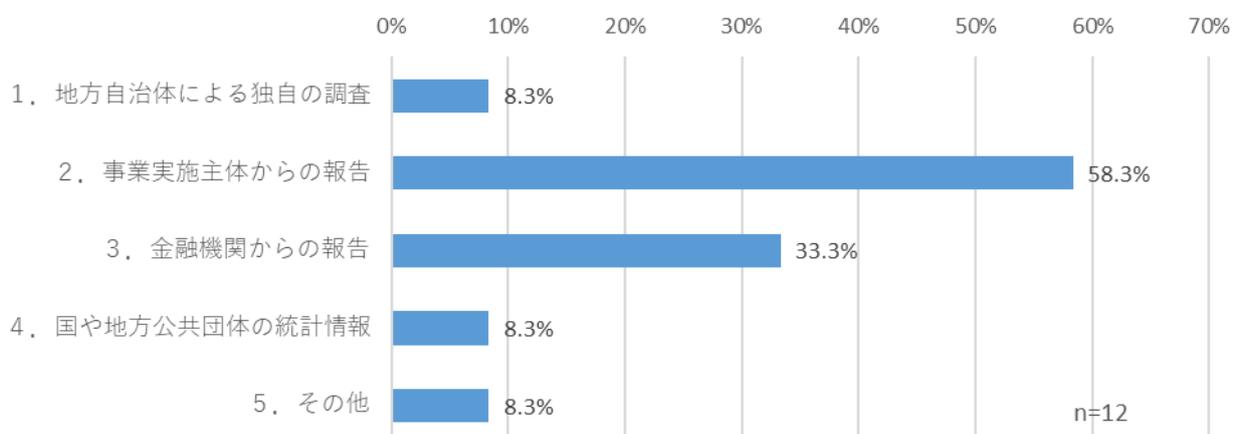


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(4) 支援措置を受けた事業内容の把握方法

支援措置を受けた（予定を含む）事業内容を「把握している」と回答した認定地域再生計画について、事業内容の把握方法をみると、「2. 事業実施主体からの報告」が58.3%で最も多く、続いて「3. 金融機関からの報告」が33.3%となっている。

図表 48：支援措置を受けた事業内容の把握方法（複数回答）

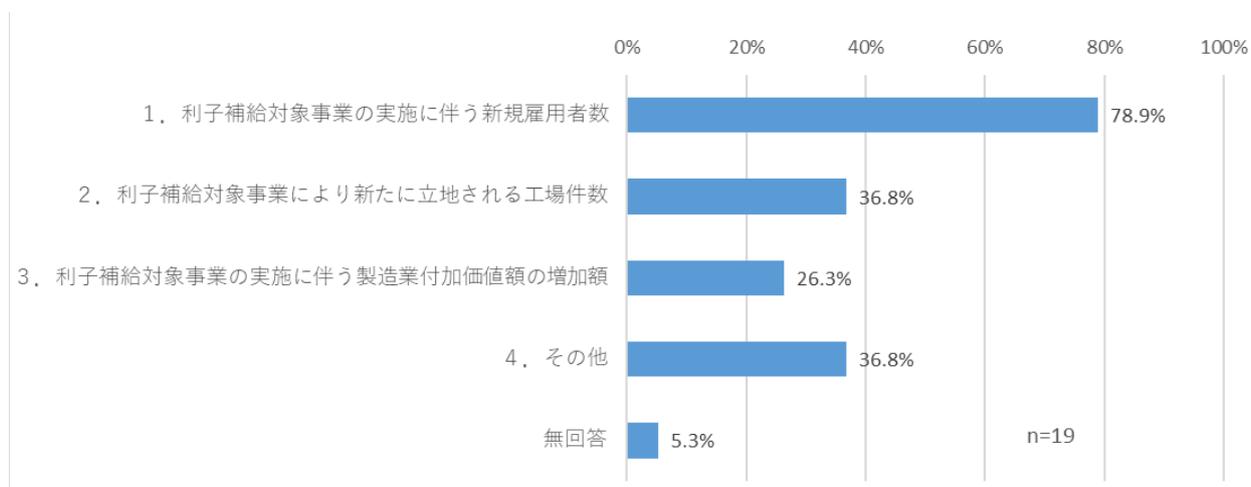


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 認定地域再生計画に記載している利子補給金制度の活用における効果

認定地域再生計画に記載している利子補給金の活用における経済的社会的効果等については、「1. 利子補給対象事業の実施に伴う新規雇用者数」が78.9%で最も多くなっている。

図表 49：認定地域再生計画に記載している経済的社会的効果等（複数回答）

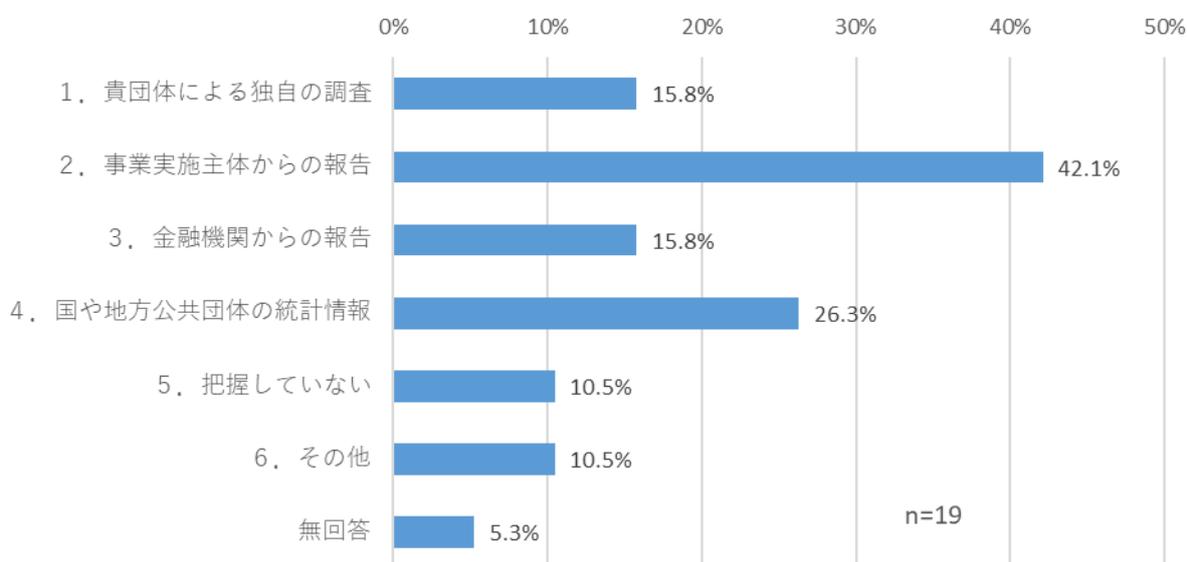


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

(6) 利子補給金制度の活用における効果の把握方法

経済的社会的効果等の把握方法については、「2. 事業実施主体からの報告」が42.1%で最も多く、続いて「4. 国や地方公共団体の統計情報」が26.3%となっている。

図表 50：経済的社会的効果等の把握方法（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

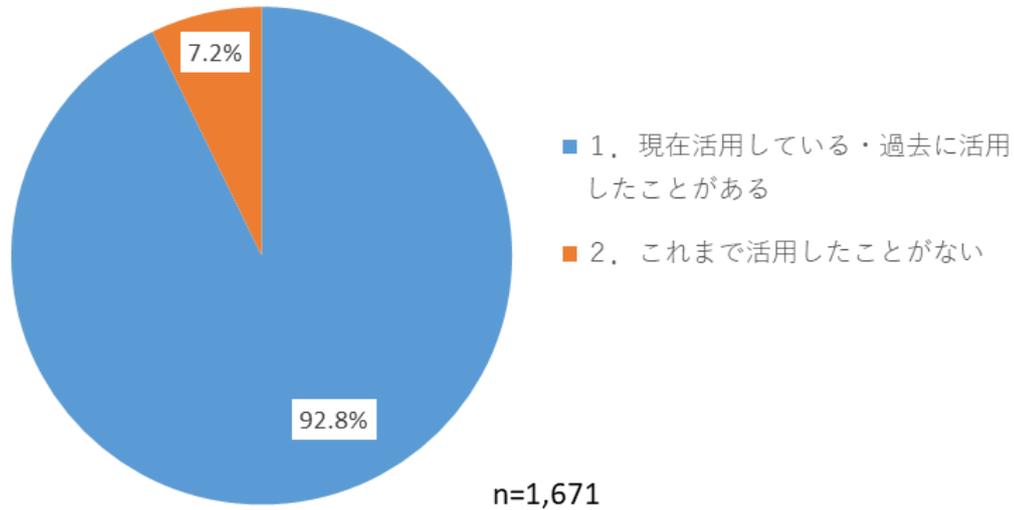
IV. 地域再生制度等に関する調査

1. 地域再生計画の認定制度及び支援措置全般の活用状況

(1) 地域再生計画の活用実績と経緯について

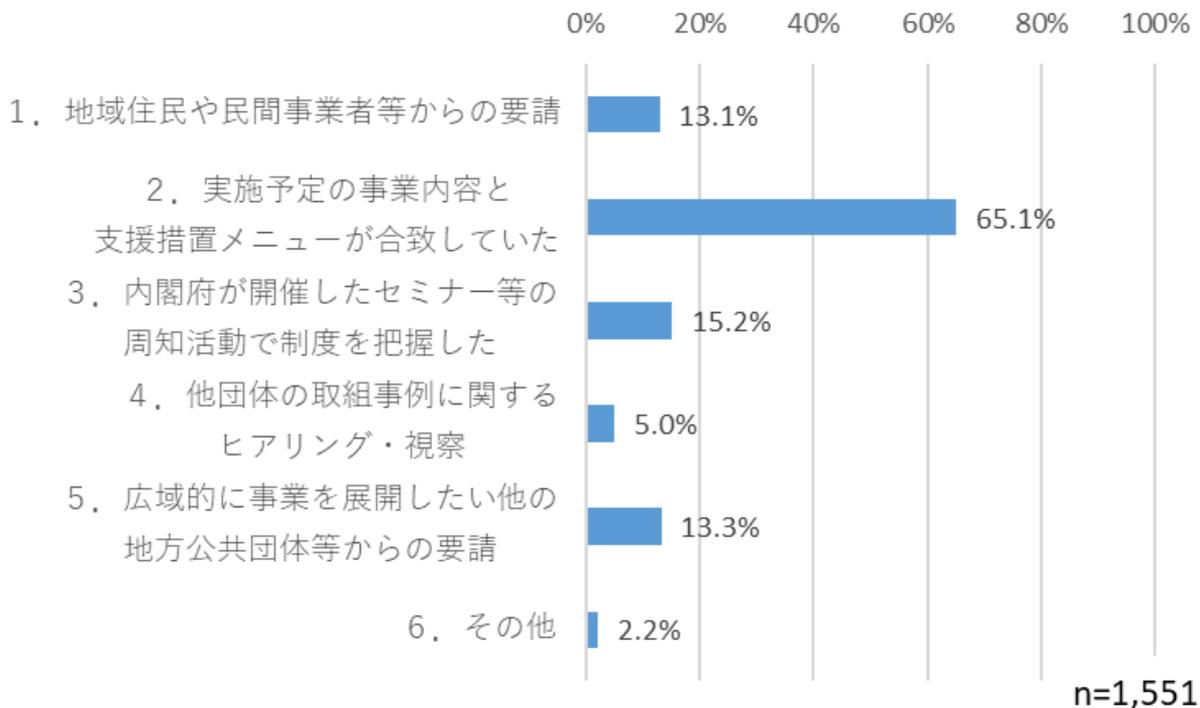
地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用実績の有無をみると、「1. 現在活用している・過去に活用したことがある」が92.8%となっている。

図表 51：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用実績の有無



「現在活用している・過去に活用したことがある」と回答した地方公共団体について、活用に至った経緯をみると、「2. 実施予定の事業内容と支援措置メニューが合致していた」が65.1%となっている。

図表 52：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の経緯（複数回答）

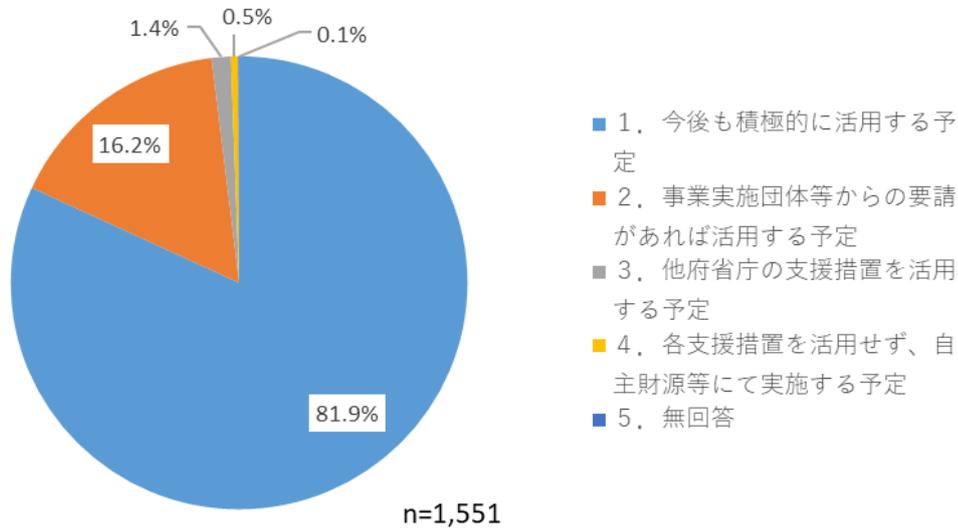


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 支援措置の今後の活用予定について

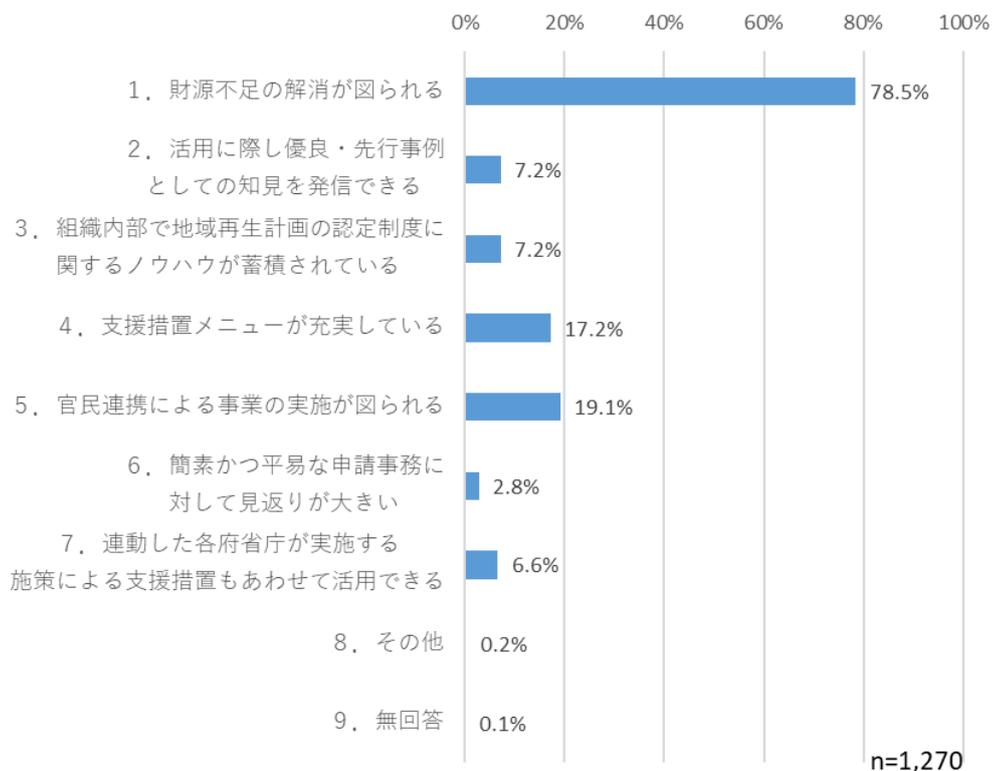
地域再生計画の認定制度に基づく支援措置を活用したことがある地方公共団体について、新たに事業を実施する場合の支援措置の活用予定をみると、「1. 今後も積極的に活用する予定」が81.9%で最も多く、続いて「2. 事業実施団体等からの要請があれば活用する予定」が16.2%となっている。

図表 53：新たに事業を実施する場合の地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用予定



「今後も積極的に活用する予定」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「1. 財源不足の解消が図られる」が78.5%で最も多く、続いて「5. 官民連携による事業の実施が図られる」が19.1%、「4. 支援措置メニューが充実している」が17.2%となっている。

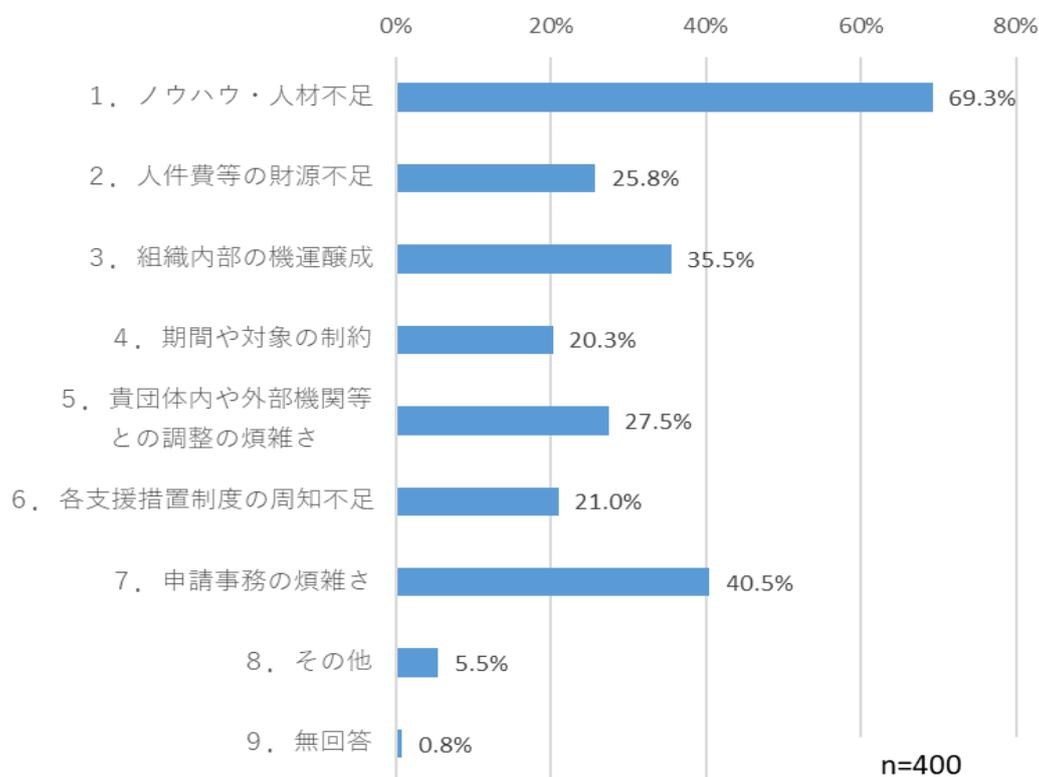
図表 54：「今後も積極的に活用する予定」である場合のメリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

地域再生計画の認定制度に基づく支援措置を「これまで活用したことがない」、又は活用したことがあるものの、今後の活用予定に関し「今後も積極的に活用する予定」以外を回答した地方公共団体について、支援措置の活用の課題をみると、「1. ノウハウ・人材不足」が69.3%で最も多く、続いて「7. 申請事務の煩雑さ」が40.5%、「3. 組織内部の機運醸成」が35.5%となっている。

図表 55：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の課題（複数回答）



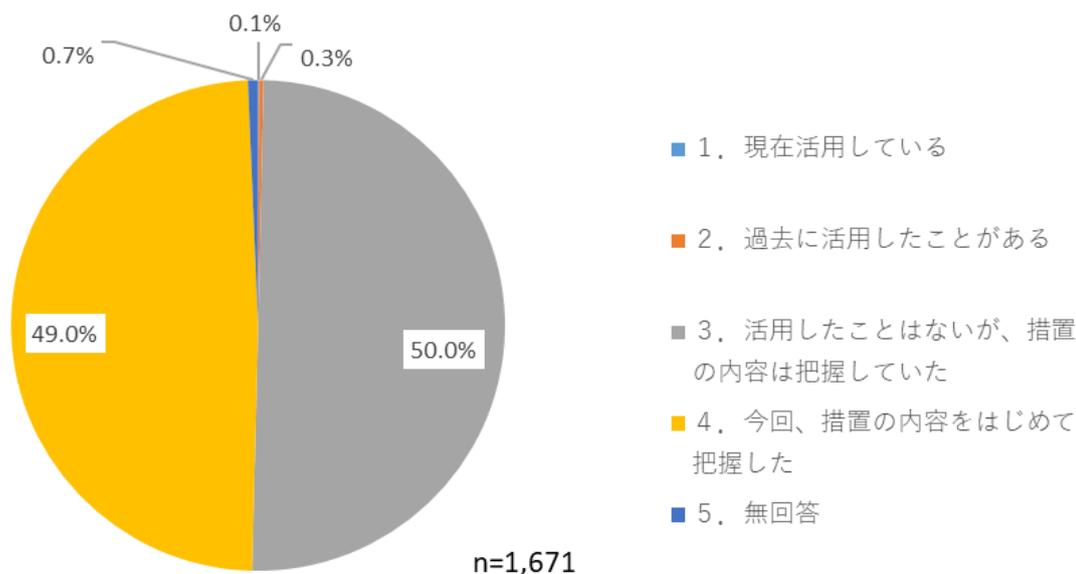
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

2. 個別支援措置の認知度及び今後の活用可能性

(1) 「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」について

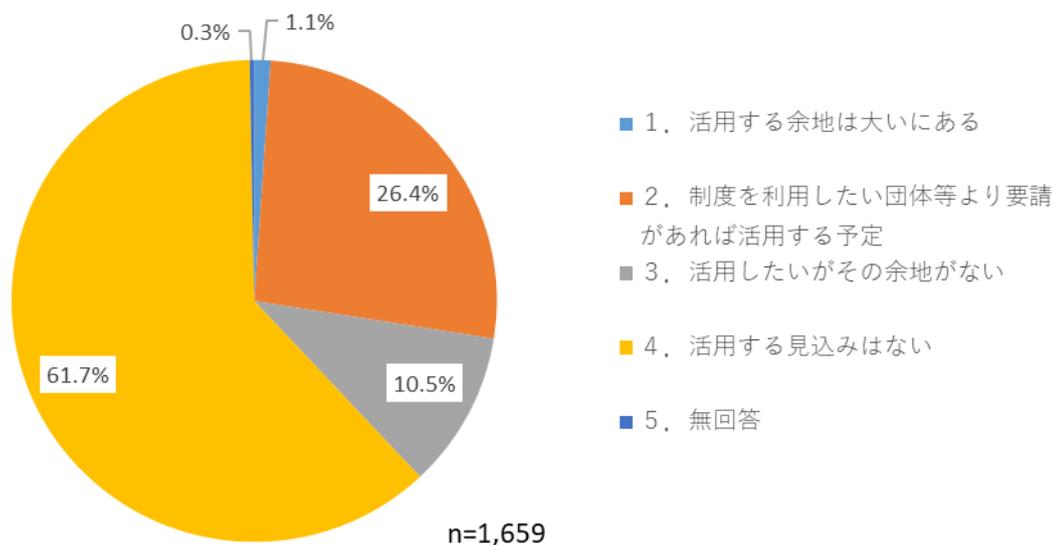
「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」の措置内容の把握状況をみると、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が50.0%で最も多く、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が49.0%となっている。

図表 56：「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」における措置内容の把握状況



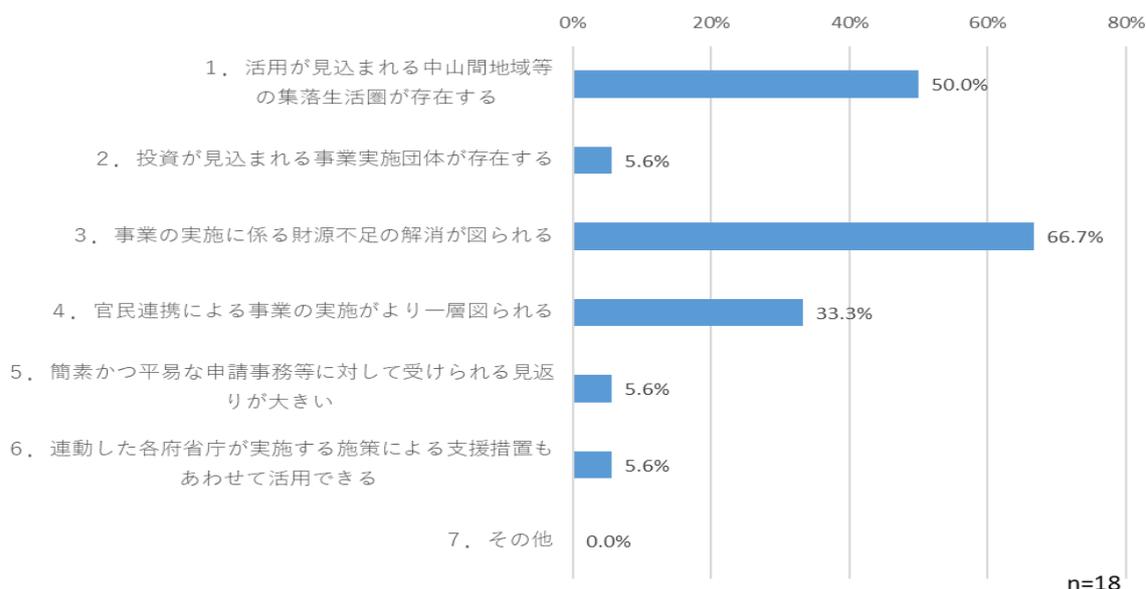
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が61.7%で最も多く、続いて「2. 制度を利用したい団体等より要請があれば活用する予定」が26.4%となっている。

図表 57：「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「3. 事業の実施に係る財源不足の解消が図られる」が66.7%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる中山間地域等の集落生活圏が存在する」が50.0%、「4. 官民連携による事業の実施がより一層図られる」が33.3%となっている。

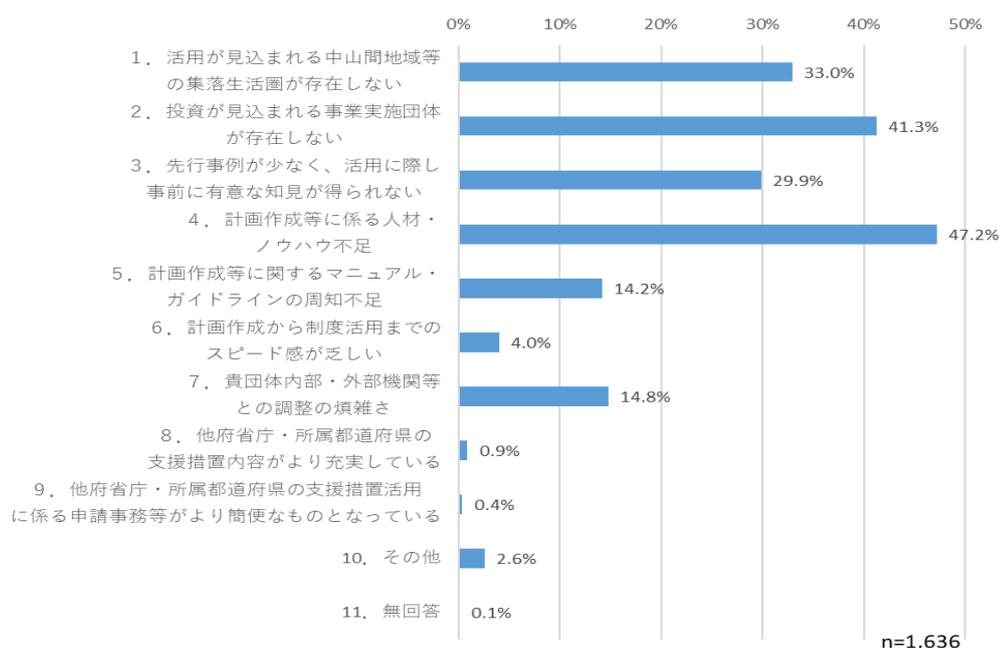
図表 58 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由とメリット



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が47.2%で最も多く、続いて「2. 投資が見込まれる事業実施団体が存在しない」が41.3%、「1. 活用が見込まれる中山間地域等の集落生活圏が存在しない」が33.0%となっている。

図表 59 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

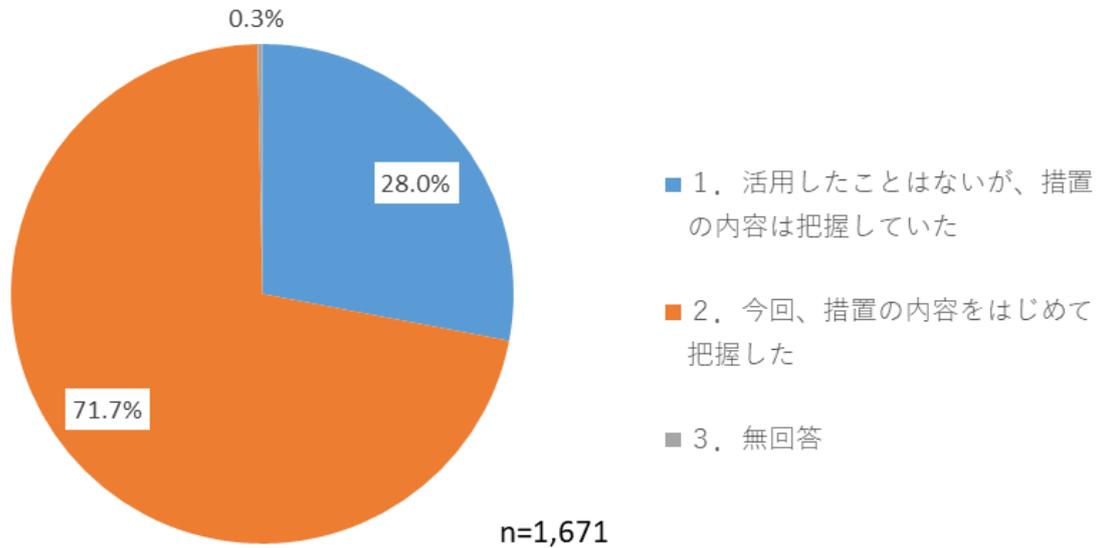


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(2) 「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」について

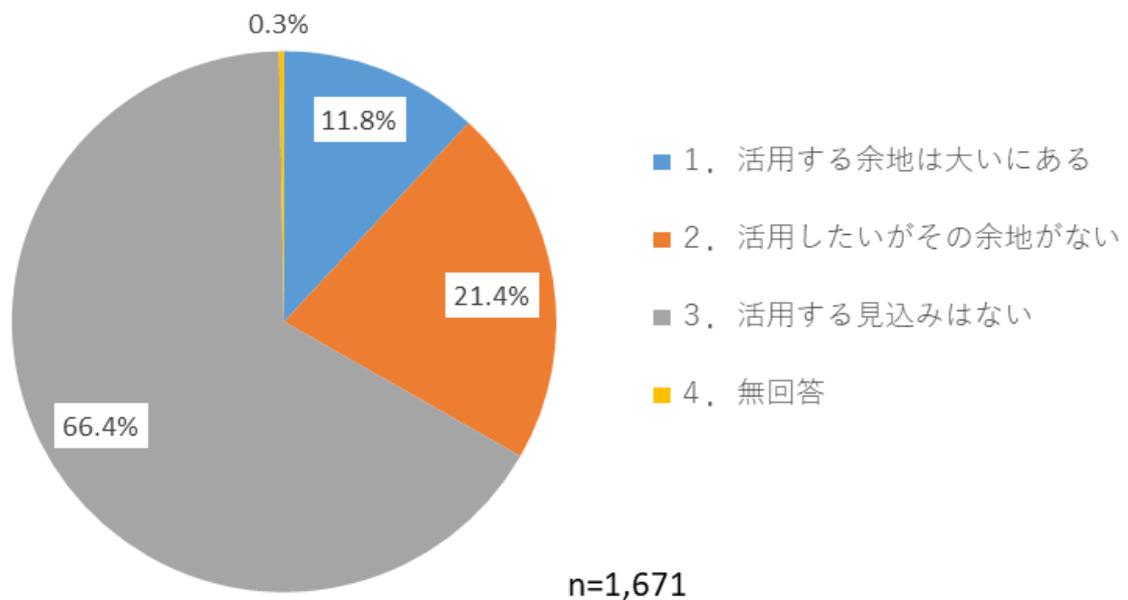
「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」の措置内容の把握状況をみると、「2. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が71.7%、「1. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が28.0%となっている。

図表 60：「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」における措置内容の把握状況



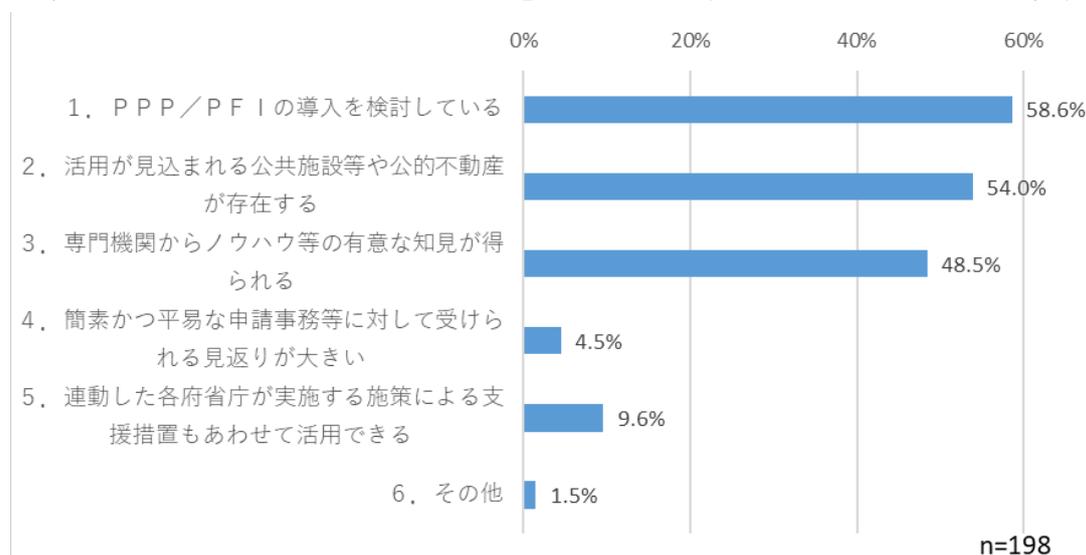
今後の活用余地の有無をみると、「3. 活用する見込みはない」が66.4%で最も多く、続いて「2. 活用したいがその余地がない」が21.4%となっている。

図表 61：「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」の今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「1. PPP/PFIの導入を検討している」が58.6%で最も多く、続いて「2. 活用が見込まれる公共施設等や公的不動産が存在する」が54.0%、「3. 専門機関からノウハウ等の有意な知見が得られる」が48.5%となっている。

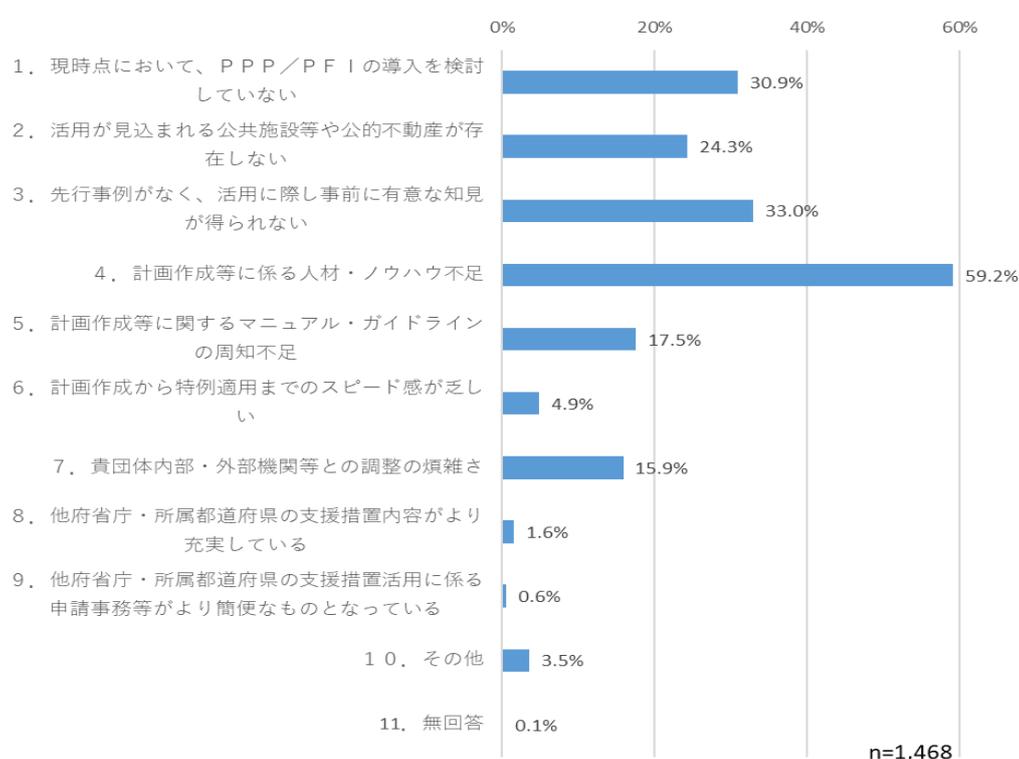
図表 62 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が59.2%で最も多く、続いて「3. 先行事例がなく、活用に際し事前に有意な知見が得られない」が33.0%、「1. 現時点において、PPP/PFIの導入を検討していない」が30.9%となっている。

図表 63 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

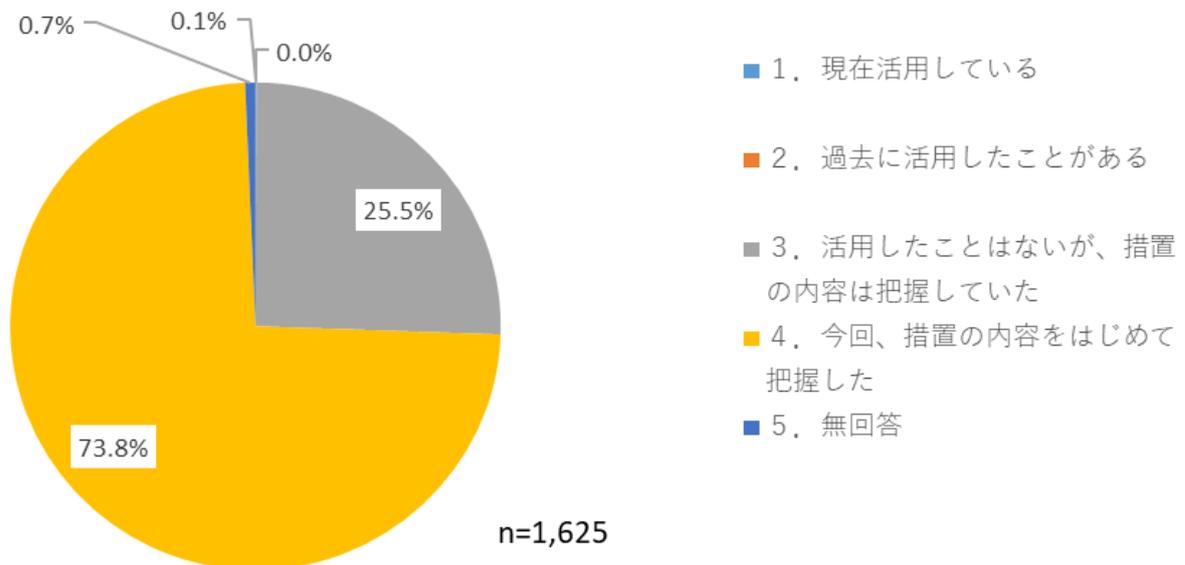


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(3) 「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」について

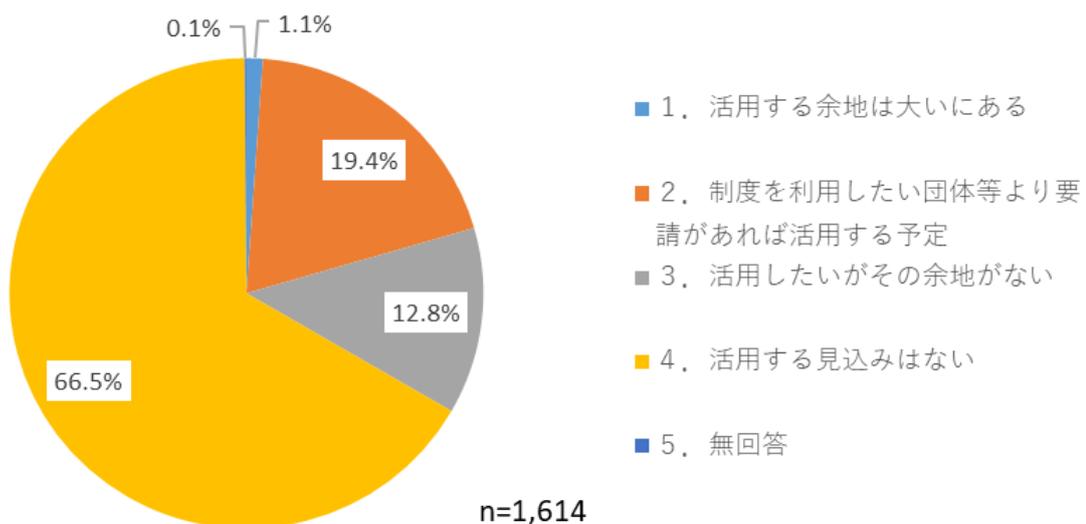
「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」の措置内容の把握状況をみると、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が73.8%で最も多く、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が25.5%となっている。

図表 64 : 「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」における措置内容の把握状況



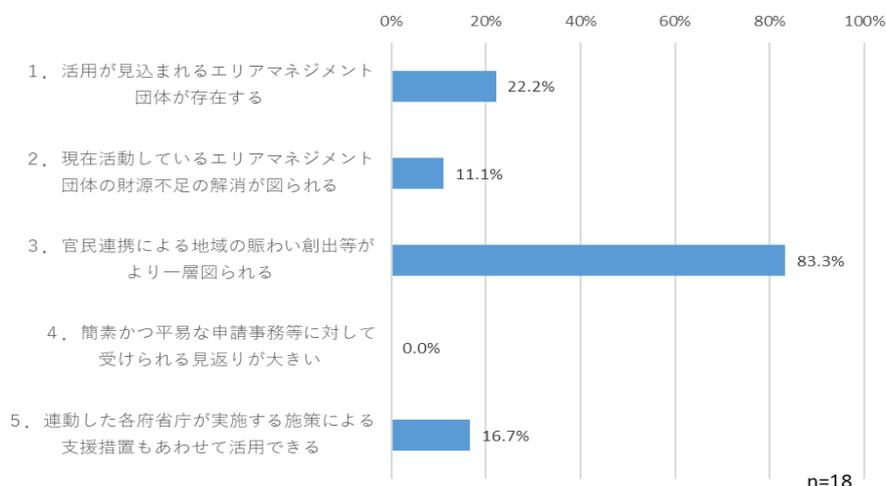
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が66.5%で最も多く、続いて「2. 制度を利用したい団体等より要請があれば活用する予定」が19.4%となっている。

図表 65 : 「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による地域の賑わい創出等がより一層図られる」が83.3%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれるエリアマネジメント団体が存在する」が22.2%、「5. 連動した各府省庁が実施する施策による支援措置もあわせて活用できる」が16.7%となっている。

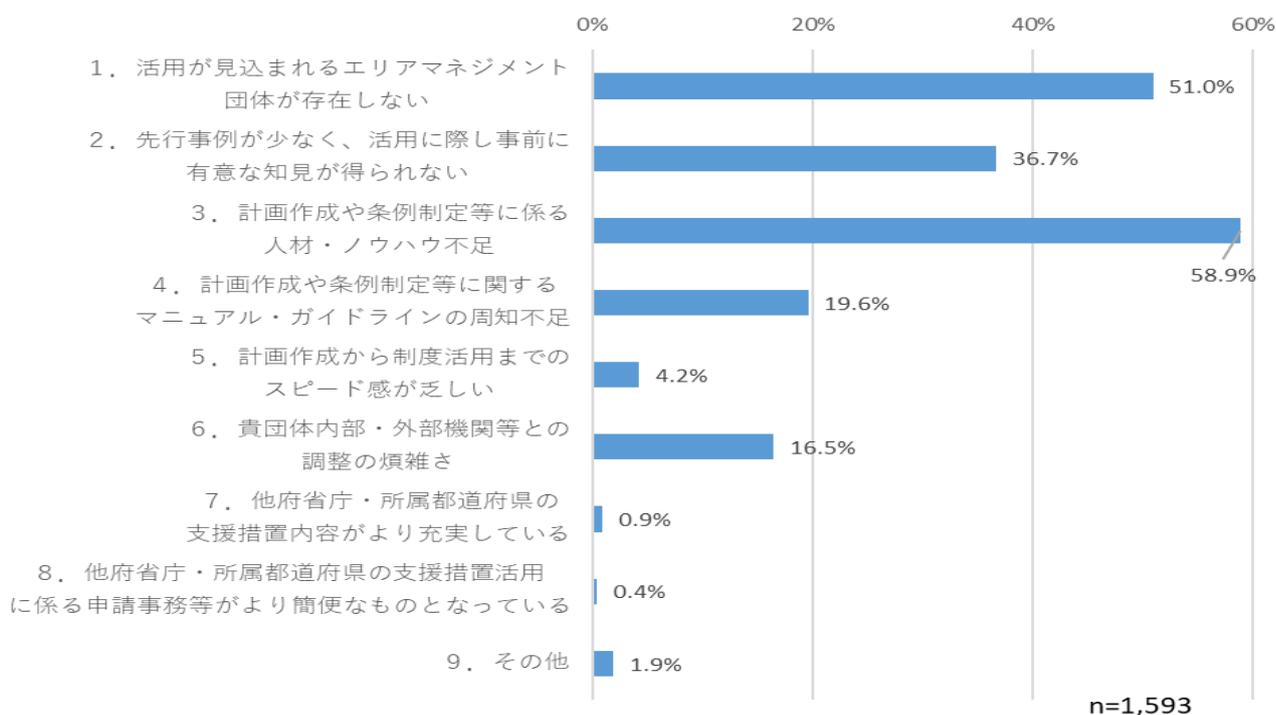
図表 66 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「3. 計画作成や条例制定等に係る人材・ノウハウ不足」が58.9%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれるエリアマネジメント団体が存在しない」が51.0%、「2. 先行事例が少なく、活用の際に事前に有意な知見が得られない」が36.7%となっている。

図表 67 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

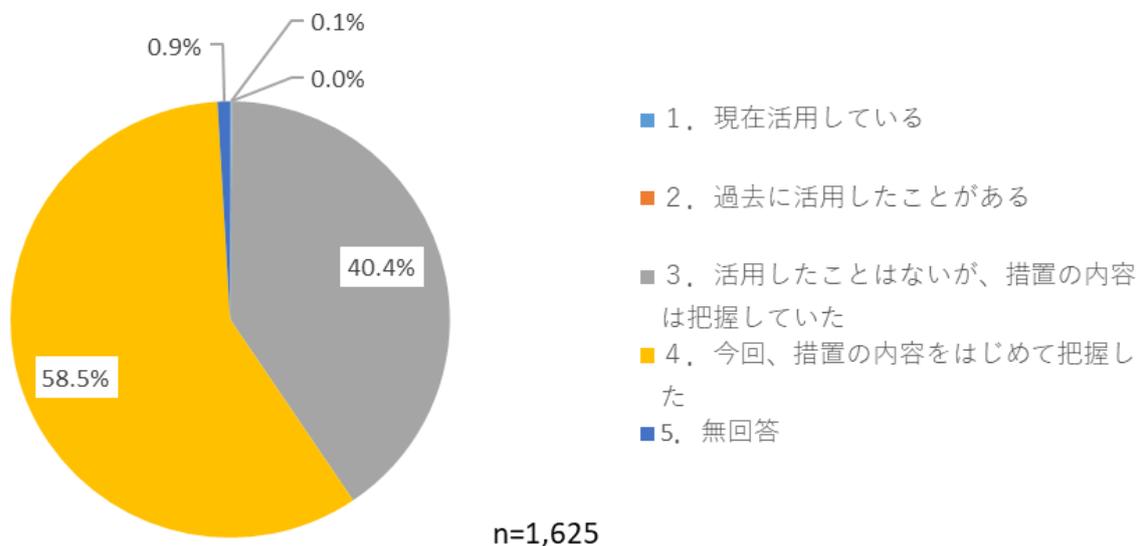


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(4) 「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」について

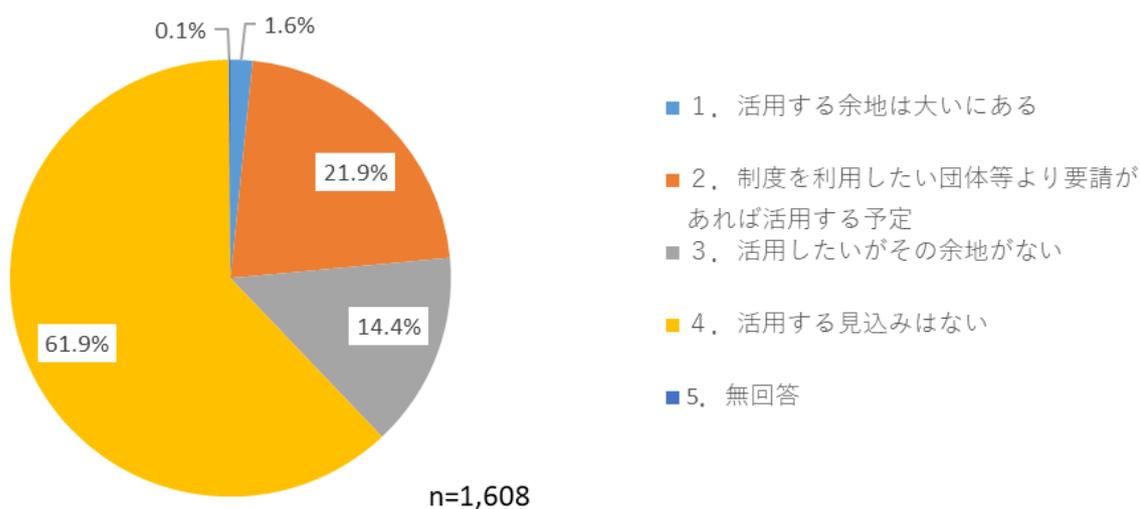
「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」の措置内容の把握状況についてみると、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が58.5%で最も多く、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が40.4%となっている。

図表 68：「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」における措置内容の把握状況



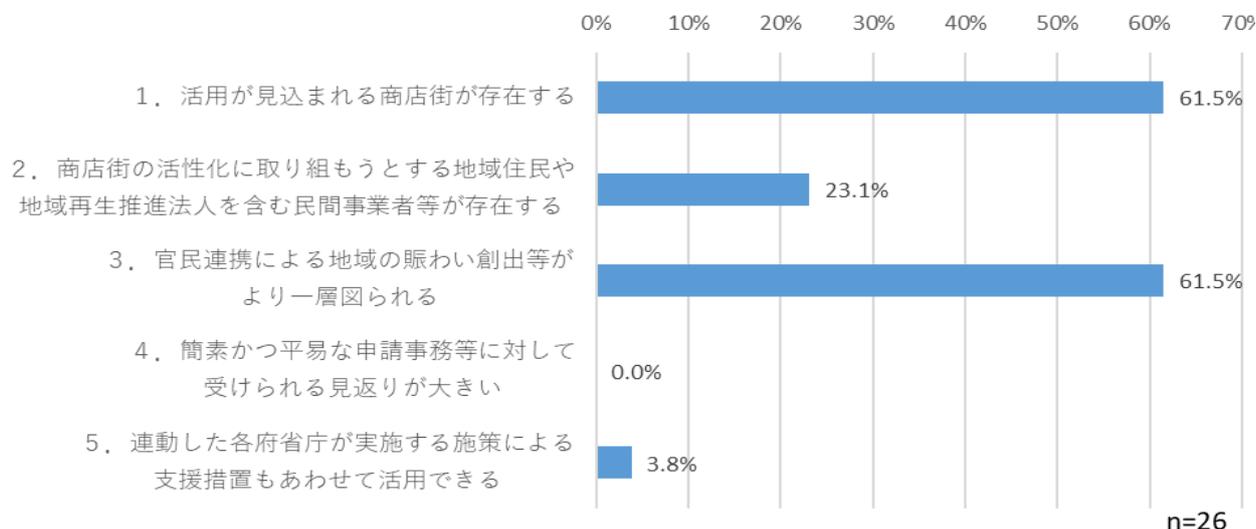
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が61.9%で最も多く、続いて「2. 制度を利用したい団体等より要請があれば活用する予定」が21.9%となっている。

図表 69：「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「1. 活用が見込まれる商店街が存在する」と「3. 官民連携による地域の賑わい創出等がより一層図られる」が61.5%で最も多く、続いて「2. 商店街の活性化に取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が23.1%となっている。

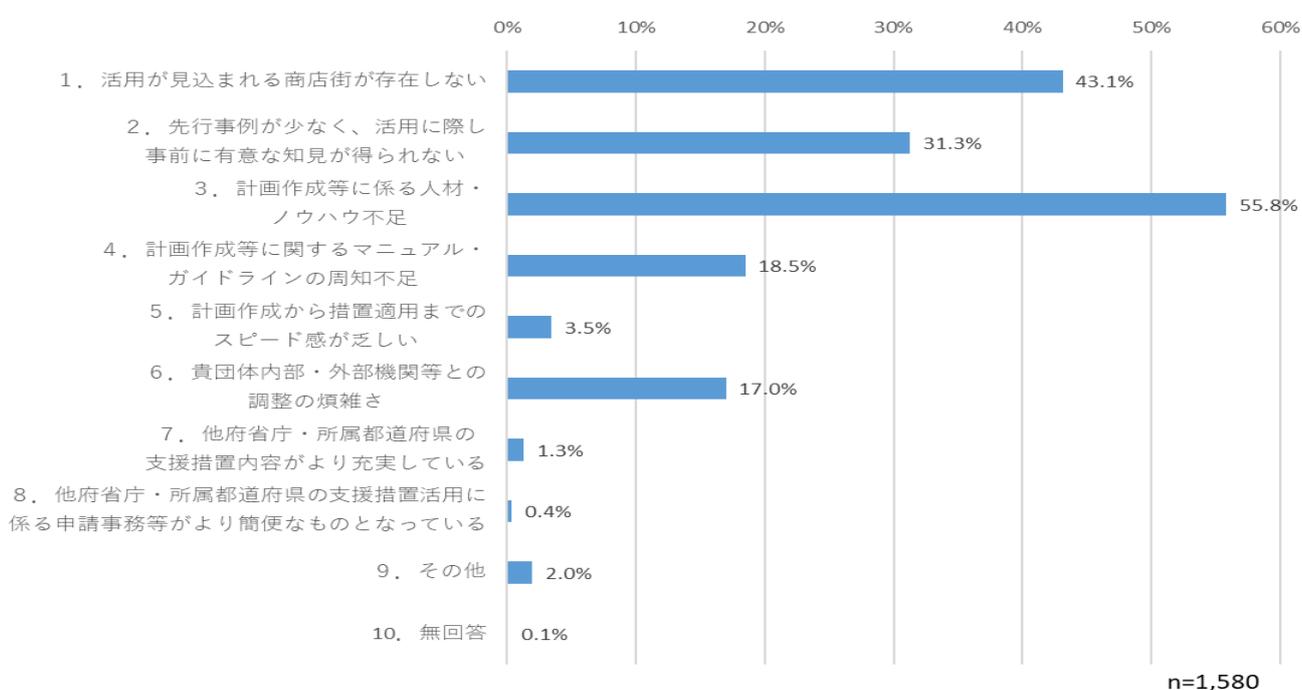
図表 70 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「3. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が55.8%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる商店街が存在しない」が43.1%、「2. 先行事例が少なく、活用の際し事前に有意な知見が得られない」が31.3%となっている。

図表 71 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

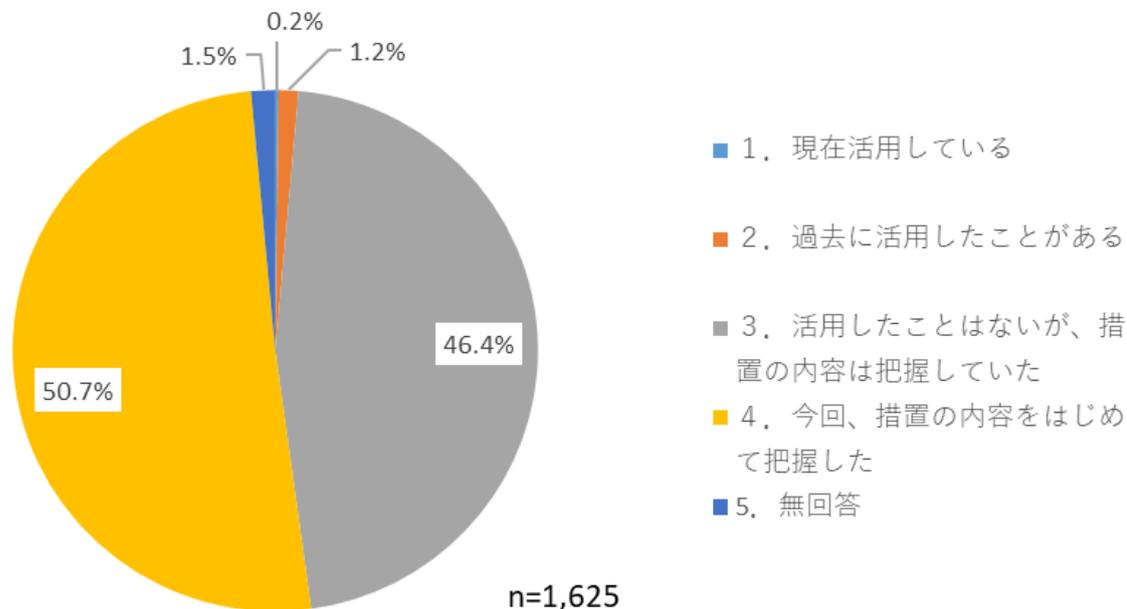


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(5) 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」について

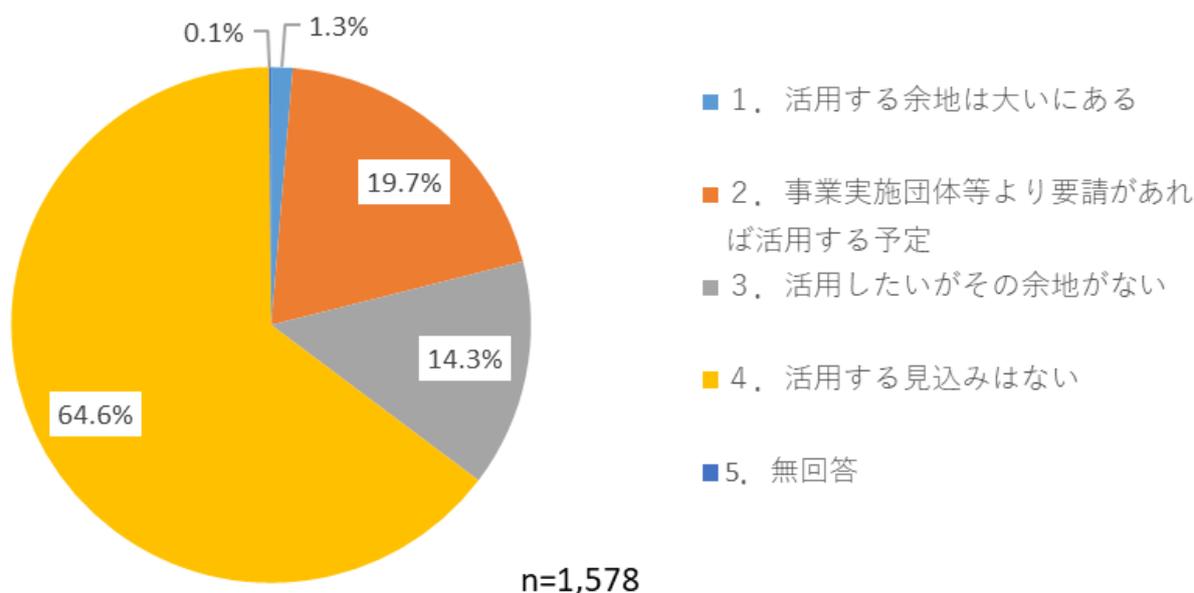
「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」の措置内容の把握状況をみると、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が50.7%で最も多く、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が46.4%となっている。

図表 72：「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」における措置内容の把握状況



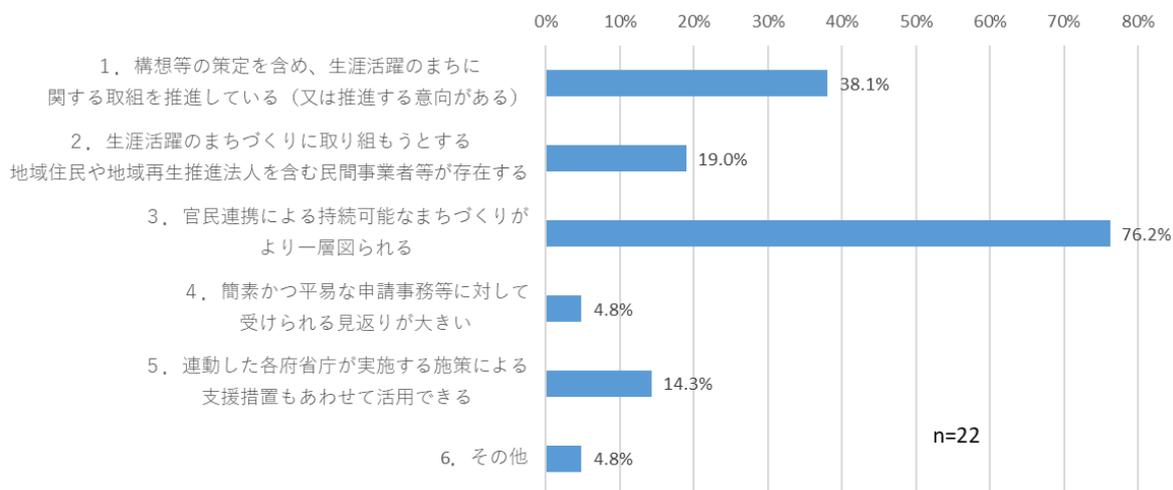
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が64.6%で最も多く、続いて「2. 事業実施団体等より要請があれば活用する予定」が19.7%となっている。

図表 73：「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、回答の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による持続可能なまちづくりがより一層図られる」が76.2%で最も多く、続いて「1. 構想等の策定を含め、生涯活躍のまちに関する取組を推進している（又は推進する意向がある）」が38.1%、「2. 生涯活躍のまちづくりに取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が19.0%となっている。

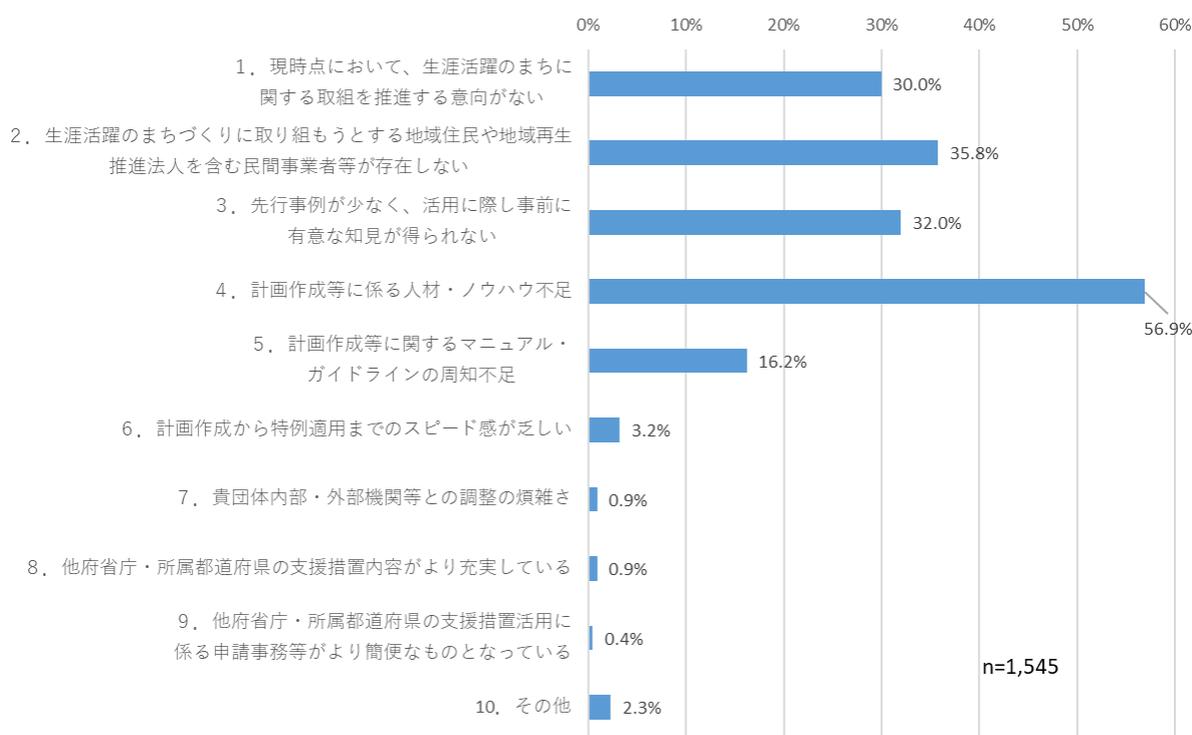
図表 74：「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が56.9%で最も多く、続いて「2. 生涯活躍のまちづくりに取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が35.8%、「3. 先行事例が少なく、活用に際し事前に有意な知見が得られない」が32.0%となっている。

図表 75：「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

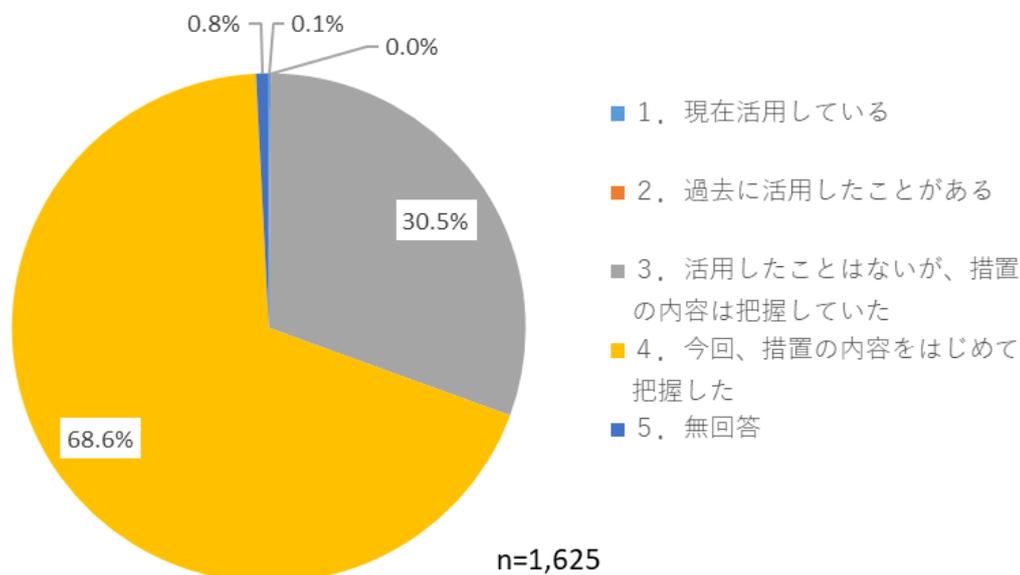


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(6) 「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」について

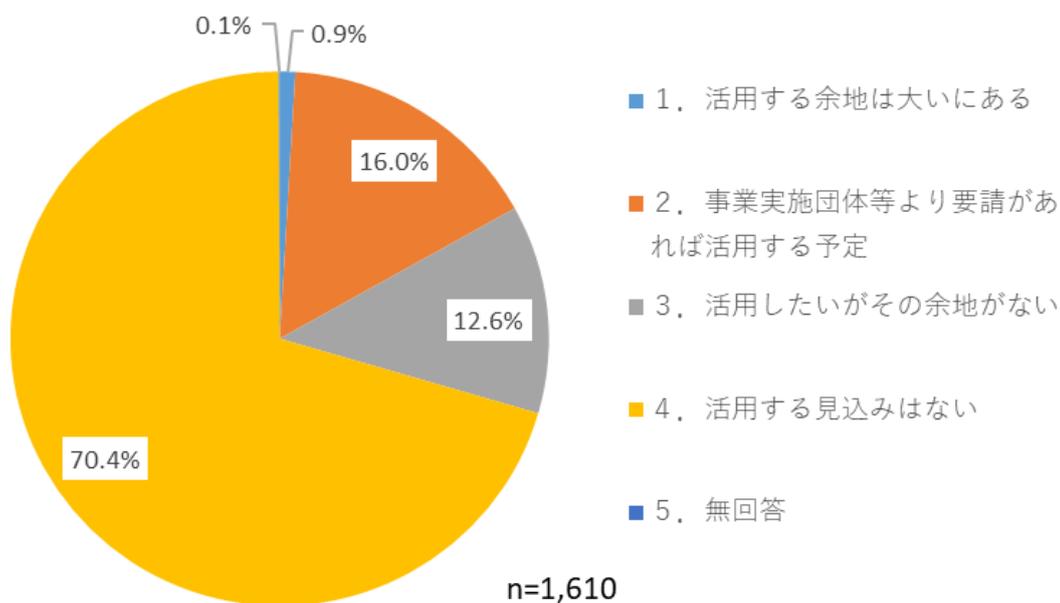
「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」の措置内容の把握状況をみると、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が68.6%で最も多く、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が30.5%となっている。

図表 76：「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」における措置内容の把握状況



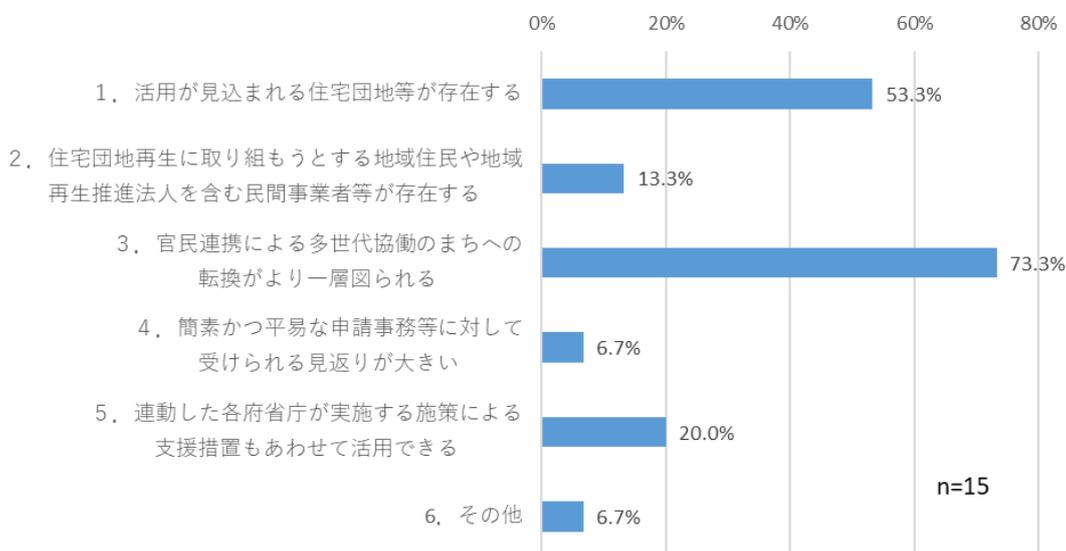
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が70.4%で最も多く、続いて「2. 事業実施団体等より要請があれば活用する予定」が16.0%となっている。

図表 77：「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による多世代協働のまちへの転換がより一層図られる」が73.3%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる住宅団地等が存在する」が53.3%、「5. 連動した各府省庁が実施する施策による支援措置もあわせて活用できる」が20.0%となっている。

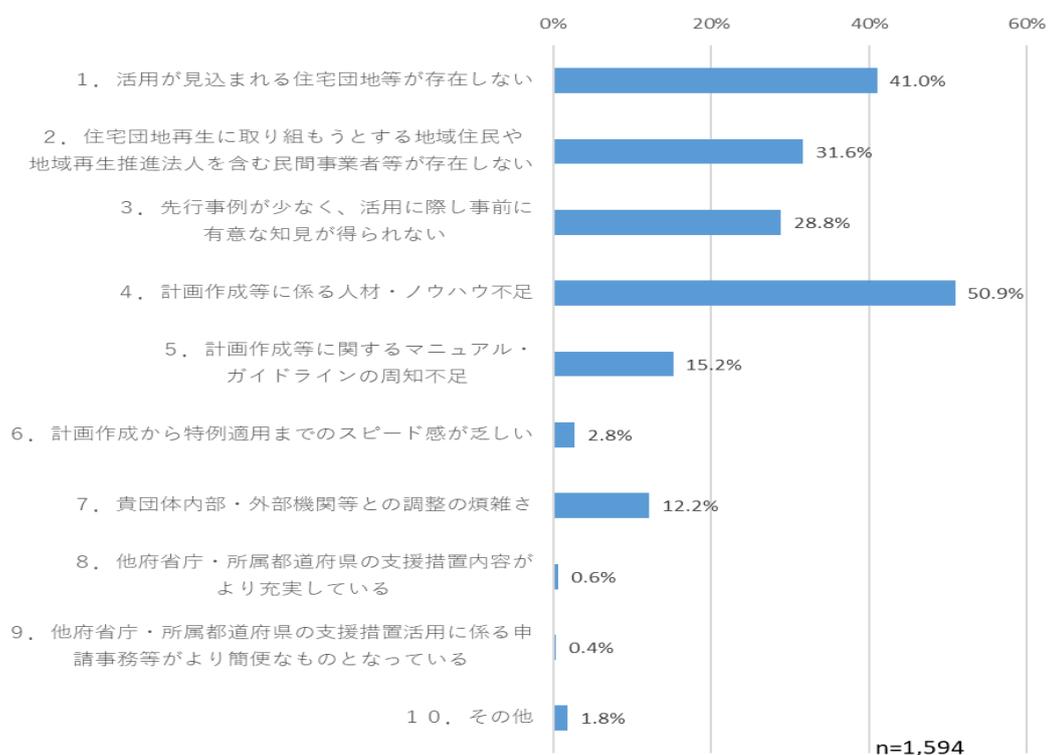
図表 78：「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が50.9%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる住宅団地等が存在しない」が41.0%、「2. 住宅団地再生に取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が31.6%となっている。

図表 79：「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

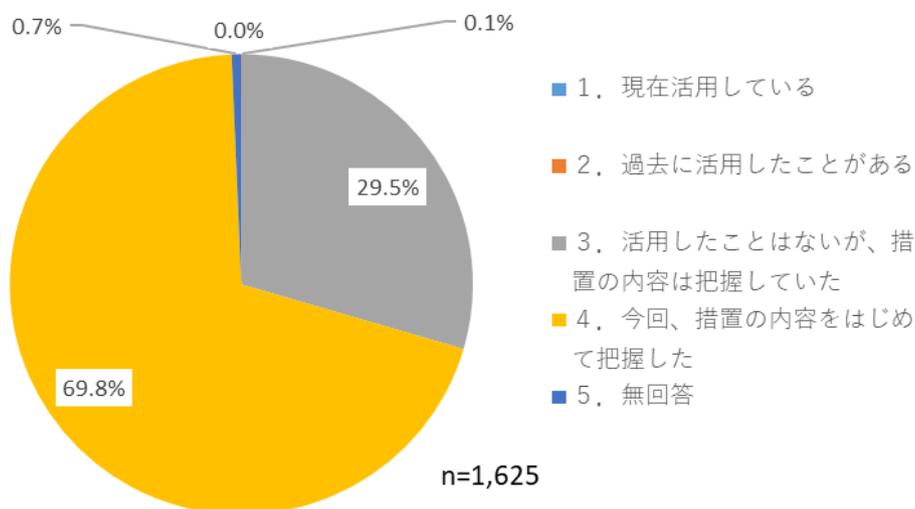


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

(7) 「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」について

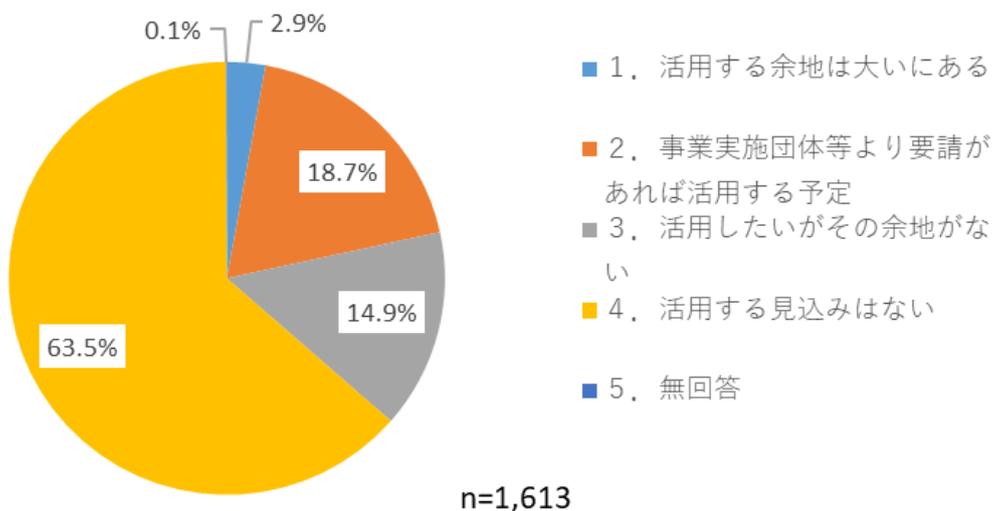
「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」の措置内容の把握状況をみると、「4. 今回、措置の内容をはじめて把握した」が69.8%で最も多く、「3. 活用したことはないが、措置の内容は把握していた」が29.5%となっている。

図表 80：「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」における措置内容の把握状況



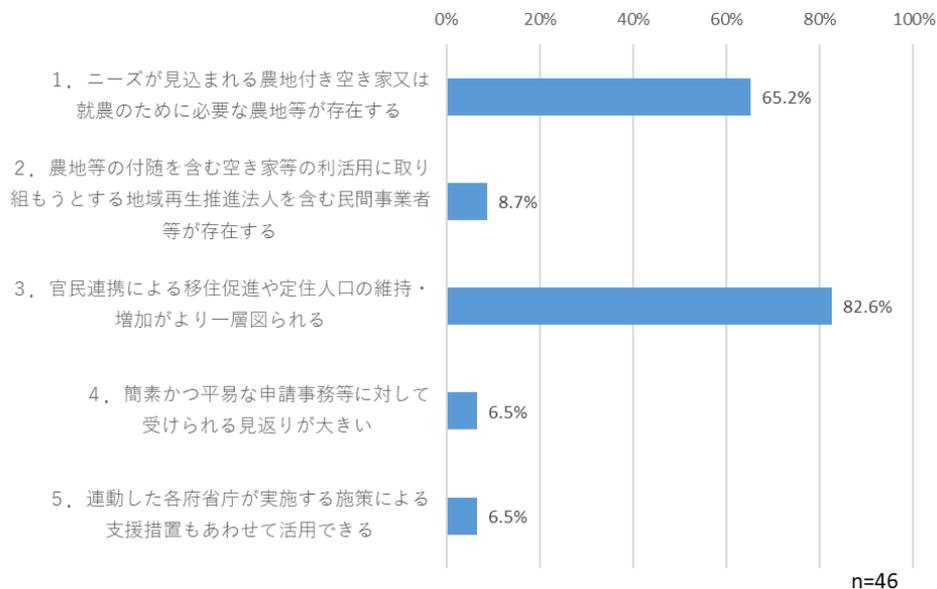
活用したことがない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「4. 活用する見込みはない」が63.5%で最も多く、「2. 事業実施団体等より要請があれば活用する予定」が18.7%となっている。

図表 81：「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」を活用したことがない場合における今後の活用余地の有無



「活用する余地は大いにある」と回答した地方公共団体について、活用の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による移住促進や定住人口の維持・増加がより一層図られる」が82.6%で最も多く、続いて「1. ニーズが見込まれる農地付き空き家又は就農のために必要な農地等が存在する」が65.2%、「2. 農地等の付随を含む空き家等の利活用に取り組もうとする地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が8.7%、「4. 簡素かつ平易な申請事務等に対して受けられる見返りが大きい」が6.5%、「5. 連動した各府省庁が実施する施策による支援措置もあわせて活用できる」が6.5%となっている。

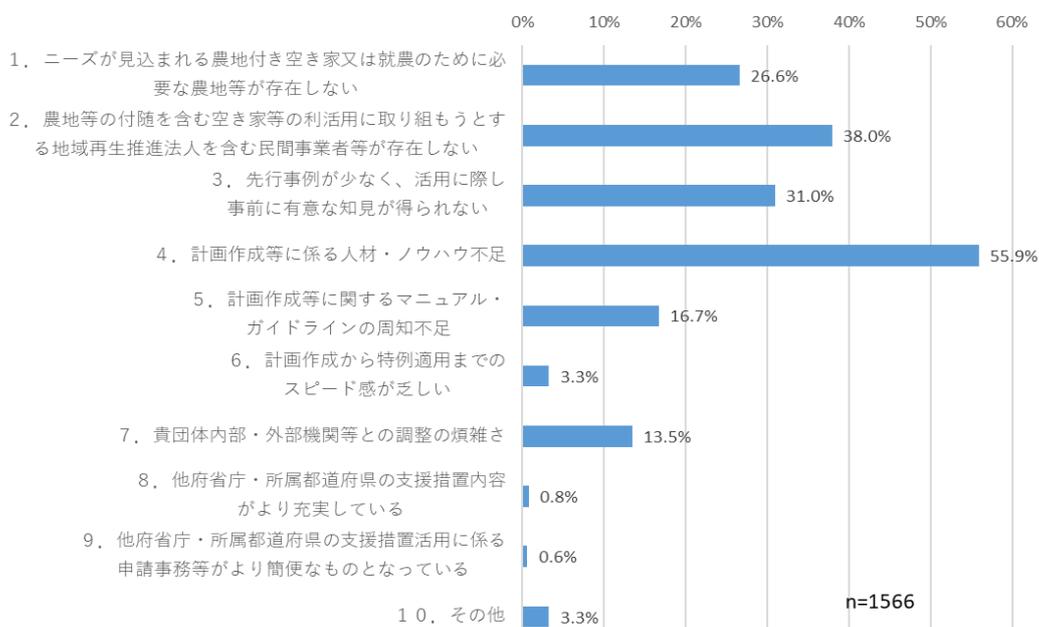
図表 82 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「活用する余地は大いにある」以外を回答した地方公共団体について、その理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が55.9%で最も多く、続いて「2. 農地等の付随を含む空き家等の利活用に取り組もうとする地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が38.0%、「3. 先行事例が少なく、活用に際し事前に有意な知見が得られない」が31.0%となっている。

図表 83 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

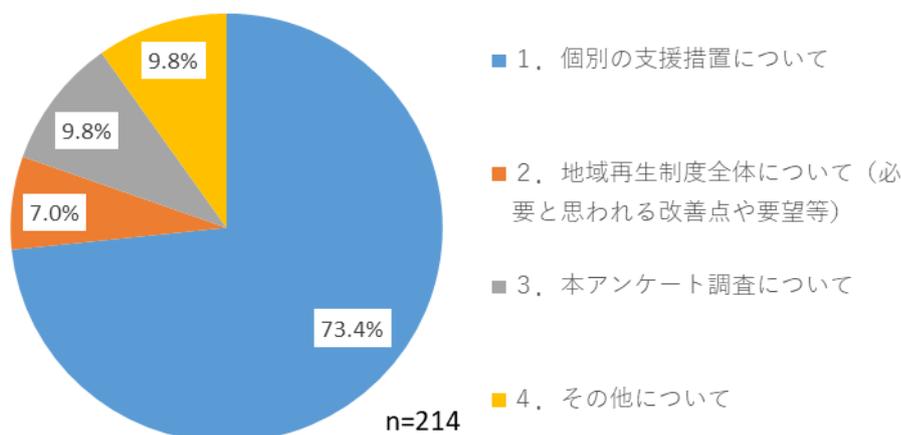


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

3. 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般への意見・要望

回答があった1,671団体のうち、164団体から214件の意見・要望が寄せられた。その内容を分類・整理したところ、「1. 個別の支援措置について」が73.4%、「2. 地域再生制度全体について」が7.0%、「3. 本アンケート調査について」が9.8%となっている。

図表 84：意見・要望の内訳（複数回答）



制度の手續等に関する意見としては、「制度が多種にわたって複雑であり、効果的な活用が難しい」や「地域再生計画の申請書類を簡素化してほしい」といった指摘が見られた。

一方で、制度の延長・拡充に関する意見として、「交付金制度や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続」についての要望が寄せられている。

また、本調査に関する意見として、「交付金活用事業に関して別途実施している調査との内容調整」や「質問項目数の削減による負担軽減」について要望があった。

具体的な主な意見・要望は以下のとおりである。

個別の支援措置に関する意見

<デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）>

- ・ デジタル田園都市国家構想交付金実施計画と地域再生計画の様式が統合され、事務作業が簡素化されたところであるが、申請手続についても統合してほしい。
- ・ 当初予算分の横展開型に係る評価基準について、「自立性」と「デジタル社会の形成への寄与」の2つ、及び「官民協働」、「地域間連携」、「政策・施策間連携」の3つのうち2つの充足が必要となっているところ、従前より評価基準が増え、申請のハードルが上がったと感じる。「デジタル社会の形成への寄与」の必要性については理解できるため、これに替わり、他の評価基準を緩和してほしい。
- ・ 令和5年度補正予算分から「万博の開催を契機として実施する地方創生に資する事業」が横展開型の対象事業となっているが、用途を特定されると、活用できる地方公共団体は限られる。地域の実情に応じた取組を支援するためには、多くの地方公共団体にとって使い勝手の良い、安定的な財源の確保・充実を図ってほしい。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金実施計画に記載すべき内容について、詳細かつ具体的な内容の記載を求められるため、新規に地域再生計画を作成するのはハードルが高く、敬遠してしまう。

- ・ 時勢や様々な状況を踏まえ、内容を見直しながら柔軟に事業に取り組もうとしても、変更手続及びその承認を待つて着手が可能となることから、迅速かつ柔軟な取組の実施が難しい制度となっている。
- ・ 交付対象事業の拡大並びに申請上限数及び交付上限額の引き上げを希望する。

<デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）>

- ・ 介護施設等、制度上特定の収入で事業に係る費用を賄うこととされている施設や、他の国庫補助金等を受けている施設の整備についても支援の対象としてほしい。
- ・ 当初予算分に係る申請上限件数を増やしてほしい。
- ・ 国費による上限額や補助率（1／2）の引き上げ等、地方公共団体における負担の縮減に向けた支援を希望する。
- ・ 今後も、地方公共団体のニーズに応じた幅広い活用が可能となるような制度運用と、当該交付金制度の維持及び予算の十分な確保をお願いしたい。
- ・ 地方や過疎地域における活用事例を共有してほしい。

<まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例>

- ・ 企業版ふるさと納税の現行制度は、令和2年度税制改正により拡充され、令和6年度末までの時限措置とされているが、着実に寄附実績が伸びており、法人側にも本制度の趣旨や寄附のしやすさが浸透してきていると実感していることから、税額控除の特例措置の水準維持を前提とした延長を希望する。これにより、法人とのパートナーシップの構築が図られるとともに、地方へ資金が流れるようになり、より地方創生に資すると考える。
- ・ 令和7年度以降も本制度が維持された場合の地域再生計画の認定・延長等の手続、スケジュールについて早期に示してほしい。
- ・ 企業が地域活性化に貢献し、地方公共団体が寄附金を活用して地域振興やインフラ整備、子育て支援などに投資できるというメリットがある一方で、現行制度では、地方公共団体間で法人税を取り合うような状況となっており、税収が減少する地方公共団体も存在する。東京一極集中の是正及び地方の活性化を目指すのであれば、財政力指数が高い地域から低い地域への寄附に限定するなど、制度の見直しが必要と考える。
- ・ 企業の自己負担割合が最小（約1割）になるように寄附をする場合の寄附額の上限の目安が課税対象所得の1%相当となっているところ、これを拡大してほしい。
- ・ 地域再生計画に定められた事業を実施するための基金の管理運用について、事務の簡略化を希望する。
- ・ 既存で実施している事業への寄附について、寄附を契機とする質的又は量的な変化を求めずとも受け入れ可能としてほしい。

地域再生制度全体について

- ・ 申請手順や申請書類を含む制度全般が複雑であることから、地域再生担当部署であっても制度の全容や、各種支援措置の内容等を把握することが困難であり、事業課へ周知しても活用につながりにくい。
- ・ メニューが多数あることは認知しているものの、詳細まで理解できず、活用できるか否かの判断まで至っていない。
- ・ 地域再生計画の作成及び認定に係る手続をより簡便なものとしてほしい。
- ・ 事業実施後の効果検証や実績報告は、必要であるとは認識しているが、求められる情報等の多さや事務の煩雑さによる負担が大きい。事業の実施に係る負担のみならず、計画策定

の負担が大きいと、制度を有効的に活用していくことは難しいと考える。

- ・ 担当者研修会など実施し、制度説明や優良先進事例の紹介、相談期間の拡大等を実施してほしい。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）のように、交付に係る計画書と地域再生計画の作成が連動しているものは、地域再生計画の作成が容易であるが、地域再生計画のみを単独で作成する必要がある場合、事務負担が大きいので、より簡略化してほしい。
- ・ 地域再生計画の提出先と地方創生推進交付金の申請先を同一窓口としてほしい。
- ・ 年々改善されてはいると思うが、交付金の名称が変わったり、メニューが細かすぎたり、申請方法・活用方法などがわかりづらいため、よりシンプルで、申請結果がすぐわかる制度にしてほしい。また、わかりやすい申請方法の採用や多様かつ先進的な導入事例の共有を希望する。
- ・ 大都市又は中山間地域でもなく、また、観光などの地域資源が比較的少ない地方公共団体が、少子高齢化や人口減少に対応し、地方創生に取り組むための適切な支援措置を設けてほしい。

本アンケート調査について

- ・ 計画策定に携わっていない者が回答することもあるため、前回の回答結果が把握可能にする等、様式を工夫した上で調査を依頼してほしい。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金の令和5年度事業実施結果に関する事業実施報告の提出依頼があったが、設問内容の重複が多い。デジタル田園都市国家構想交付金活用のための地域再生計画はデジタル田園都市国家構想交付金実施計画と一体となっていることから、本調査もデジタル田園都市国家構想交付金と一体化したものとしてほしい。
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）制度要綱に基づく事業実施報告及び地域再生法に基づく地域再生計画の評価で、重複する項目が多々あり、調査実施時期も重複している。簡略化を検討してほしい。